目　次

第７章　その他

参考資料

凡例・用語

【凡例】
○信書便関係
「法」又は「信書便法」・・民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）
「郵便法」・・・・・・・・郵便法（昭和22年法律第165号）
「規則」又は「施行規則」・民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）
「審査基準」・・・・・・・民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第９号）
「検査規程」・・・・・・・信書便事業検査事務規程（平成15年郵政行政局長通達　総郵信第39号）
※ 内容は、平成26年４月１日現在
○貨物運送事業関係
「運送法」・・・・・・・・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
「利用運送法」・・・・・・貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）
「運送規則」・・・・・・・貨物自動車運送事業法施行規則（平成２年運輸省令第21号）
「利用運送規則」・・・・・貨物利用運送事業法施行規則（平成２年運輸省令第20号）
「運送報告規則」・・・・・貨物自動車運送事業報告規則（平成２年運輸省令第33号）
「利用運送報告規則」・・・貨物利用運送事業報告規則（平成２年運輸省令第32号）
※ 内容は、平成26年４月１日現在
○その他
「行審法」・・・・・・・・行政不服審査法（昭和37年法律第160号）
「行手法」・・・・・・・・行政手続法（平成５年法律第88号）
「行訴法」・・・・・・・・行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）
※ 内容は、平成26年４月１日現在

【用語】	
信書	郵便法（昭和22年法律第165号）第４条第２項に規定する信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書）【P. 135】をいう。
信書便	他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
信書便物	信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
一般信書便事業	信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務【P. 10】を含むものをいう。
一般信書便事業者	一般信書便事業を営むことについて法第６条の許可を受けた者をいう。
特定信書便事業	信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便役務【P. 20】のみであるものをいう。
特定信書便事業者	特定信書便事業を営むことについて法第29条の許可を受けた者をいう。
外国信書便事業者	外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。

信書便事業の主な手続等一覧

《信書便事業の開始までの手続》

◎　事前相談

信書便に関するお問い合わせや申請に関するご相談は、巻末【P. 176】の連絡先をご覧いただき、最寄りの総合通信局・沖縄総合通信事務所の信書便監理官又は総務省までご連絡下さい。

○ 相談の例

《信書関係》
・信書とは何か？
・許可の不要なケースはあるのか？

《手続関係》
・申請書はどう書くのか？
・添付書類はどう作成するのか？
・将来、業務拡張する時の手続は？

《参入・取扱状況関係》
・全国で何社参入しているのか？
・どの地域に参入しているのか？
・ビジネスモデルの例を知りたい。

《周知関係》
・説明会の開催予定を知りたい。
・簡単なパンフレットがほしい。

1　申請

① 信書便事業の許可申請書類
【一般信書便　P. 13～P. 14、
特定信書便　P. 22～P. 23】

② 信書便約款の認可申請書類
【一般信書便　P. 14～P. 15、
特定信書便　P. 24】

③ 信書便管理規程の認可申請書類
【一般信書便　P. 15～P. 16、
特定信書便　P. 25】

特定信書便事業は、①～③を同時に申請することができます。また、ひとまず①で許可を取得した後に、②及び③の申請をすることもできます。

他方、一般信書便事業は、①～③を同時に申請することはできず、①で許可を取得した後に、②及び③の申請をすることになります。

○貨物運送事業に関する書類

信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合、国土交通大臣の許可等が必要となります。

既に貨物運送事業を営んでいる場合は貨物運送事業に係る許可証等の写し等を添付していただきます。

また、信書便物を送達するために新規に貨物運送事業を始める場合は、貨物運送事業許可申請書の写し等を添付していただきます。

【P. 36～P. 39】

２　審査及び許可・認可

申請書が受理されると、総務省において審査を行い、審査結果を審議会に諮問します。

審議会から許可・認可を適当とする旨の答申がなされた後、許可・認可されます。

申請から許可・認可までの標準処理期間は１～２か月です。【P. 143】

○事業開始までの手続の流れ
【一般信書便 P. 11、特定信書便 P. 21】

○事業の許可基準
【一般信書便　P. 12～P. 13、
特定信書便　P. 22】

○信書便約款の認可基準
【一般信書便 P. 14、特定信書便 P. 24】

○信書便管理規程の認可基準
【一般信書便 P. 15、特定信書便 P. 25】

３　事業開始

許可・認可の証として、許可状及び認可通知書が交付されます。

併せて、事業許可に係る登録免許税の納付に関する通知書も交付されますので、当該通知書に従い納付の期限までに納付する等、所定の手続を行って下さい。【P. 35】

事業を開始した場合は、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。
【P. 44】

また、事業開始当初から業務の一部の委託や他の信書便事業者と協定等を行う場合は、あらかじめ認可を受けなければなりません。
【一般信書便　P. 16～P. 18、
特定信書便　P. 26～P. 27】

事業の実施に当たっては、信書の秘密の保護とともに、個人情報の適正な取扱いの確保を図る必要があります。
【信書の秘密の保護　P. 28、
個人情報の保護　P. 41～P. 42】

なお、一般信書便事業者は、事業開始の届出のほか、料金設定に関する届出をその実施予定日の 30 日前までにしなければなりません。【P. 18】

～次頁《信書便事業の開始後の手続》へ続く～

《信書便事業の開始後の手続》

認可・届出が必要な事項

事業開始後、新サービスを追加したり、業務の一部を外部委託するなど、許可時の事業計画を変更したり、既存の業務委託の内容変更や新たな委託契約の締結などを行う場合、認可・届出の手続が必要になります。

○事業計画を変更する場合
変更の認可【P. 29】又は届出【P. 30】

○約款や管理規程を変更する場合
変更の認可【P. 31】

○業務委託や他事業者と協定を行う場合
業務の一部委託の認可
【一般信書便　P. 16～P. 18、
特定信書便　P. 27】

○事業を譲渡・譲受する場合
事業の譲渡・譲受の認可【P. 44】

○法人を合併・分割する場合
法人の合併・分割の認可【P. 44】
など

○氏名・名称及び住所等を変更する場合
変更の届出【P. 44】

○法人の役員等を変更する場合
変更の届出【P. 44】
など

定期的な報告

２種類の報告書（営業報告書・事業実績報告書）の提出が必要です。

営業報告書【P. 34】は毎事業年度の経過後 100 日以内に、経営形態等を記載し、提出していただきます。

事業実績報告書【P. 34】は７月 10 日までに、前年４月１日から当年３月 31 日までの期間の信書便物の取扱実績※等のみを記載し、提出していただきます。

※自社サービスの引受け分のみを記載します（協定、委託に基づき受託した取扱いは含みません）。

検査等の実施

初めて信書便の引受けのあった年度の翌年度には、事業場への立入検査を行います。

この他にも、法令の執行を確保し、又は行政の公正・適切な運用を図るために報告を求めたり、重大事故の発生等を踏まえて立入検査を行うなど、法律に基づき報告徴収・立入検査を行う場合があります。

○検査等【P. 34】

許可の取消し・事業停止命令等

信書便法では、信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認められるときは、事業計画の遵守命令、事業改善命令、事業の停止命令及び許可の取消し等必要な措置をとる場合があります。

○不利益処分【P. 32】

信書便事業の休止・廃止

一般信書便事業を休止又は廃止しようとするときは、許可を受けなければなりません。

○一般信書便事業の休止・廃止の許可【P. 44】

○特定信書便事業の休止・廃止の 30 日以内の届出【P. 44】

第１章　信書便制度の概要

(1) 信書便法の目的

信書便法の目的は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」こととされています。

これは、従来、国家独占とされてきた信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供（ユニバーサルサービスの提供）を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。

(2) 信書便事業の類型

信書便事業には、「一般信書便事業」【P. 10】と「特定信書便事業」【P. 20】の二つの類型があります。

これらの事業の許可を受けた者が信書便物の送達を行う場合には、日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることを禁止する規定（郵便法第４条第２項）は適用しないこととされています（信書便法第３条）。

［参照条文］　信書便法第３条【P. 47】　　郵便法第４条【P. 135】

(3) 信書便事業の許可を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、信書便事業の許可を受けることができません。

①　１年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

②　一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前 60 日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）

③　法人であって、その役員のうちに①②のいずれかに該当する者のあるもの

［参照条文］　信書便法第８条【P. 47～P. 48】

☆　信書とは？

「信書」は、通信の一手段であり、法律では、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されています（郵便法第４条）。通信の一手段ですので、通信の秘密の保護について、特に守らなければならないルールが設けられています。【P. 28】

「信書」の身近な例としては、はがきや手紙などが挙げられますが、その他にも請求書や各種証明書、一部のダイレクトメールなど、下の表の左側の欄に示されているものが該当します。（詳細は、「信書に該当する文書に関する指針」【P. 107】及びＱ＆Ａ集【P. 111～P. 114】をご参照ください。）

なお、郵便・信書便以外による「信書」の送達に対しては総務省として指導をしているほか、郵便法に罰則（懲役や罰金、報酬の没収等）も規定されています。（同法第 76 条）。【P. 135】

信書に該当する文書の例	信書に該当しない文書の例
■書状 **■請求書の類** 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、◇レセプト（診療報酬明細書等）、◇推薦書、◇注文書、◇年金に関する通知書・申告書 **■会議招集通知の類** 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書 **■許可書の類** 【類例】 免許証、認定書、表彰状 ※カード形式の資格の認定書などを含みます。 **■証明書の類** 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、◇健康保険証、◇登記簿謄本、◇車検証、◇履歴書、◇給与支給明細書、◇産業廃棄物管理票、◇保険証券、◇振込証明書、◇輸入証明書、◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書 **■ダイレクトメール** ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書	**■書籍の類** 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、◇講習会配布資料、◇作文、◇研究論文、◇卒業論文、◇裁判記録、◇図面、◇設計図面 **■カタログ** 【類例】◇専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提にして作成されるチラシ、◇店頭での配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレット **■小切手の類** 【類例】 手形、株券、◇為替証書 **■プリペイドカードの類** 【類例】 商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット **■乗車券の類** 【類例】 航空券、定期券、入場券 **■クレジットカードの類** 【類例】キャッシュカード、ローンカード **■会員カードの類** 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード **■ダイレクトメール** ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの ■その他 ◇説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿

◇は個々の相談事例において判断されたもの。

第２章　一般信書便事業（全国全面参入型）

(1) 一般信書便事業とは

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務を含むもの」をいいます。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ 40cm 以下、30cm 以下及び３cm 以下であり、かつ、重量が 250ｇ以下の信書便物を国内において差し出された日から原則３日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりませんが、他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが 40cm を超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業者の取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が 90cm を超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでもかまいません。

一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

◎一般信書便役務（必須）

長さ・幅・厚さがそれぞれ 40cm・30cm・３cm 以下であり、重量が 250g 以下の信書を国内において差し出された日から、原則３日以内に送達する役務

◎その他の信書便役務（任意）

例：長さが 40cm を超える信書を送達日数の制限を設けずに送達

〈一般信書便事業の開始までの手続〉

⑵ 一般信書便事業の参入条件

一般信書便事業は、自由な営業を認めた場合、いわゆるクリームスキミング（いいとこ取り）として、採算性の高い地域や需要者層に特化した役務提供が行われるおそれがあります。また、他人の信書を送達する事業であることから、信書の秘密を確実に保護することが要請されます。

このため、一般信書便事業への参入については総務大臣の許可等が必要とされています。

① 事業の許可

一般信書便事業を営もうとする者は、信書便物の引受けや配達の条件などを明記した事業計画を作成し、事業収支見積書などの添付書類と合わせて総務大臣に許可申請をする必要があります。総務大臣は信書便法等に定める許可の基準に従って審査します。

［許可基準］

ⅰ）その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

ⅱ）その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ　総務省令で定める基準（注１）に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準（注２）に適合する信書便物の引受けの方法

ロ　一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準（注３）に適合する信書便物の配達の方法

ⅲ）ⅰ）、ⅱ）の他その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

ⅳ）その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（注１）信書便差出箱の基準（規則第８条）

① 構造が容易に壊れにくく、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。

② 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。

③ 外観が他の信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便ポストと紛らわしいものでないこと。

④ 信書便差出箱の見やすい所にその信書便差出箱を設置した信書便事業者の氏名等・標章、利用することができる日時、収集時刻の表示をしたものであること。

（注２）信書便物の引受けの方法の基準（規則第９条）

市町村等ごとに以下に掲げる区分に応じて計算した数以上の信書便差出箱を各市町村等内に満遍なく設置すること。（人口は公表された最近の国勢調査の結果によることとされています。）

市町村等区分	差出箱数
政令指定都市及び東京都の特別区	人口 × 0.0005
人口が10万人以上の市	人口 × 0.0006
人口が２万５千人以上10万人未満の市町村	人口 × 0.0008

人口が２万５千人未満の市町村	人口 × 0.0012
過疎地の市町村	人口 × 0.0019

（注３）信書便物の配達の方法の基準（規則第10条）

いわゆる祝日法【P.135】による休日や年末年始の休日等を除き、一日一回以上は配達すること。

［申請に必要な書類］

⑴ **申請書**（規則第６条・第７条、規則様式第１【P.71】）

記載事項は以下のとおりです。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 次に掲げる事項を記載した事業計画
　ⅰ）信書便物の引受けの方法
　　ａ）信書便差出箱の構造及び外観
　　ｂ）信書便差出箱の設置の方針
　　ｃ）信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件
　　ｄ）信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法
　ⅱ）信書便物の配達の方法
　　ａ）一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日
　　ｂ）一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法
　ⅲ）一般信書便物の送達日数
　ⅳ）国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名
③ 他に事業を行っているときは、その事業の種類

⑵ **添付書類**（規則第７条）

① 事業収支見積書（規則様式第２【P.72】）
② 信書便管理規程の概要を記載した書類
③ 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
④ 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
⑤ 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
⑥ 事業開始予定の日を記載した書類

⑦　事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（規則様式第３【P. 73～P. 74】）
⑧　国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
⑨　当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
ｉ）既存の法人　定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
ⅱ）株式会社を設立しようとする者　定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
ⅲ）ⅱ）以外の法人を設立しようとする者　定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
ⅳ）個人　資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
ｖ）外国人　国内における住所又は居所を証する書類
ⅵ）外国法人　国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
⑩　法第８条各号に該当しないことを示す書類

［参照条文］
・　信書便法　第６条・第７条、第９条　【P. 47～48】
・　施行規則　第５条～第 10 条　【P. 56～58、P. 71～74】
・　審査基準　第３条・第４条　【P. 96～99】
（なお、審査基準で引用する郵便法施行規則・関税法 → 【P. 140】）

②　信書便約款の認可

信書便の役務を利用する際に、仮に提供条件について、一般信書便事業者の判断により当該事業者に有利な形で設定又は変更されることとなれば、信書の秘密の保護が確保されず、また特定の者に対して不当な差別的取扱いが行われるおそれがあります。

このため、一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

［認可基準］
ｉ）信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
ⅱ）特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

また、脱法的営業行為を防止するため、約款外の提供条件による役務の提供の禁止、変更命令といった規律が課されています。

なお、一般信書便事業者は、認可を受けた信書便約款等は営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされています。

［申請に必要な書類］

⑴ **申請書**（規則第 24 条、規則様式第 13【P. 84】）

記載事項は実施予定日です。

⑵ **添付書類**（規則第 24 条）

- 設定の場合：信書便約款
- 変更の場合：信書便約款の新旧対照表
- 信書便約款に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例はP. 146～P. 161 参照】

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 信書便の役務の名称及び内容
③ 信書便物の引受けの条件
④ 信書便物の配達の条件
⑤ 信書便物の転送及び還付の条件
⑥ 信書便物の送達日数
⑦ 信書便の役務に関する料金の収受及び払戻しの方法
⑧ 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
⑨ その他信書便約款の内容として必要な事項

（注）**認可不要事項**（規則第 25 条）

次の提供条件については信書便約款の認可を要しません。

① 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件

② 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

［参照条文］

- 信書便法　第 17 条～第 19 条　【P. 49～P. 50】
- 施行規則　第 24 条～第 26 条　【P. 61、P. 84】
- 審査基準　第 11 条・第 12 条　【P. 100】

（なお、審査基準で引用する郵便法・消費者契約法 → 【P. 139～P. 140】）

③ 信書便管理規程の認可

一般信書便事業者は、他人の信書の送達を行う事業であることから、その取扱中に係る信書便物の秘密の保護を図る必要があります。

このため、一般信書便事業者は、「信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない」こととされています。

［認可基準］

一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。

［申請に必要な書類］

(1) **申請書**（規則第 31 条、規則様式第 14【P. 85】）

(2) **添付書類**（規則第 31 条）

- 設定の場合：信書便管理規程
- 変更の場合：信書便管理規程の新旧対照表
- 信書便管理規程に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例はP. 162～P. 178 参照】

① 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容

ｉ）信書便の業務の監督

ⅱ）顧客の情報及び信書便物の管理

② 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

③ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置

④ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

［参照条文］

- 信書便法　第 22 条　【P. 50】
- 施行規則　第 31 条　【P. 62、P. 85】
- 審査基準　第 13 条・第 14 条　【P. 101】

（なお、審査基準で引用する刑事訴訟法 → 【P. 140～P. 141】）

④ 業務委託、信書便事業者間の協定等の認可

信書便事業の効率的な運営を可能とするため、「特別の事情がある」場合には、「信書便の業務の一部を委託」または「他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書送達の事業に関する協定又は契約を締結」することが総務大臣の認可により認められています。

信書便事業では、憲法に保障される信書の秘密の保護その他利用者の保護の観点から一定の規律が守られる必要があるため、委託に当たり、業務の受託者についても同様の措置が採られることを確保するために、「受託者が当該業務を行うのに適している者であること」が認可の条件とされています。

【業務の一部委託について】

［認可基準］

ｉ）当該委託を必要とする特別の事情があること。

ⅱ）受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

［申請に必要な書類］

(1) **申請書**（規則第 32 条、規則様式第 15【P. 86】）

⑵ **添付書類**（規則第32条）

① 受託者が法第８条各号に該当しないことを示す書類

② 委託契約書の写し

③ 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

［参照条文］

・ 信書便法 第23条 【P.50】
・ 施行規則 第32条 【P.62〜P.63、P.86】
・ 審査基準 第15条・第16条 【P.101】

【他の信書便事業者との協定等について】

［認可基準］

ⅰ）当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。

ⅱ）一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

［申請に必要な書類］

⑴ **申請書**（規則第33条、規則様式第16【P.87】）

⑵ **添付書類**（規則第33条）

① 協定書又は契約書の写し

② 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

③ 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

［参照条文］

・ 信書便法 第24条 【P.50〜P.51】
・ 施行規則 第33条 【P.63、P.87】
・ 審査基準 第17条・第18条 【P.101〜P.102】

【外国信書便事業者との協定等について】

［認可基準］

ⅰ）外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。

ⅱ）当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。

ⅲ）当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。

ⅳ）法第３条第４号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。

ⅴ）当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

［申請に必要な書類］

(1) 申請書（規則第34条、規則様式第17【P.88】）

(2) 添付書類（規則第34条）

① 協定書又は契約書の写し

② 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類

ⅰ）協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

ⅱ）外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

［参照条文］

・　信書便法　第25条　【P.51】
・　施行規則　第34条　【P.63、P.88】
・　審査基準　第19条・第20条　【P.103】

（なお、審査基準で引用する関税法 → 【P.140】）

⑤　料金の届出

一般信書便役務の料金について自由な設定を認めた場合、一般信書便事業者が採算性の低い地域又は小口の利用者について実質的に利用を排除するような高額な料金を設定し、事実上サービスを提供しないおそれがあります。

このような利用禁止的な料金の設定は、郵便事業株式会社によるユニバーサルサービスの提供に支障を与えるおそれがあることから、このような事態が生じないよう、一般信書便役務に関する料金は、事前届出制とされ、次に掲げるⅰ）からⅳ）までの要件に適合するものでなければならないこととされています。

ⅰ）配達地により異なる額が定められていないこと（全国均一料金）。

ⅱ）大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、重量25ｇ以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(80円)を超えないものであること。

ⅲ）定率又は定額をもって明確に定められていること。

ⅳ）特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

なお、届け出た料金は営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされています。また、脱法的営業行為を防止するため、変更命令といった規律を課すことができることとされています。

［届出に必要な書類］

○　**届出書**（規則第20条、規則様式第12【P.83】）

記載事項は以下のとおりです。

① 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
② 実施予定日
③ 変更の届出の場合にあっては、変更を必要とする理由
④ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

※ ①に関して、一般信書便物の送達の役務に付加する役務（付加役務）を提供する場合には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（送達料金）と付加役務に係る料金とを区分して記載しなければなりません（規則第20条第2項）。

［参照条文］
・ 信書便法　第16条、第18条、第27条　【P.49～P.50】
・ 施行規則　第20条～第23条、第26条　【P.60～P.61、P.83】
・ 審査基準　第19条・第20条　【P.102】

第３章　特定信書便事業（特定サービス型）

(1) 特定信書便事業とは

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務（「特定信書便役務」という。以下同じ。）のみを他人の需要に応じて提供する事業をいいます。

① 長さ、幅及び厚さの合計が 90cm を超え、又は重量が４kg を超える信書便物を送達するもの（１号役務）

② 信書便物が差し出されたときから３時間以内に当該信書便物を送達するもの（２号役務）

③ 料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令(注)で定める額を超えるもの（３号役務）

（注）国内における信書便の役務　1,000 円

国際信書便の役務　地帯別・重量別に制定【P. 68～P. 70】

：　引受地が外国にある場合における外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日の基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行います。

これらの役務の範囲であれば、役務の種類は自由に組み合わせることができます。例えば、１号役務のうち 90cm を超える信書のみを提供することや１号役務から３号役務のすべてを提供することなどができます。

なお、提供役務の種類を追加・変更する場合には、事業計画の変更手続等【P. 29～P. 31】が必要です。

特定信書便事業

以下の３つの特定信書便役務のうち、いずれかに該当する「特定サービス型」の事業

① 長さ･幅及び厚さの合計が 90cm を超え、又は重量が４kg を超える信書便物を送達するもの（１号役務）

② 信書便物が差し出された時から、３時間以内に当該信書便物を送達するもの（２号役務）

③ 料金の額が 1,000 円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(※)を超えるもの（３号役務）　※ 国内における役務は 1,000 円（消費税を含みます）

1,000 円を超える料金

〈特定信書便事業の開始までの手続〉

⑵ 特定信書便事業の参入条件

特定信書便事業についても、信書の秘密の保護が要請されることから、特定信書便事業への参入については、総務大臣の許可等が必要とされています。

① 事業の許可

特定信書便事業を営もうとする者は、提供する役務の種類や信書便物の引受け・配達の条件などを明記した事業計画を作成し、事業収支見積書などの添付書類と合わせて総務大臣に許可申請をする必要があります。総務大臣は信書便法等に定める許可の基準に従って審査します。

［許可基準］

ⅰ）その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
ⅱ）ⅰ)の他その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
ⅲ）その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

［申請に必要な書類］

⑴ 申請書（規則第35条、規則様式第18【P.89】）
記載事項は以下のとおりです。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 次に掲げる事項を記載した事業計画
ⅰ）特定信書便役務の種類
ⅱ）信書便物の引受けの方法
ⅲ）信書便物の配達の方法
ⅳ）法第２条第７項第２号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、ⅰ）からⅲ）までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項
ａ）提供区域又は区間
ｂ）信書便物の送達に用いる送達手段
ｃ）信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項
※（c）の記載例）信書便物が差し出された時から３時間以内に送達するという役務の特性にかんがみ、信書便物の送達に当たって遵守すべき道路交通法の規定及び同法に基づく命令のうち特に次に掲げる事項を遵守して信書便物を送達すること。
・道路交通法第22条の２第１項に規定する最高速度違反行為の防止
・同法第66条の２第１項に規定する過労運転の防止
・同法第 75 条第１項第７号に規定する自動車を離れて直ちに運転できない状態にする行為の防止
・同法第74条の３に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施
ⅴ）国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

③ 他に事業を行っているときは、その事業の種類

(2) **添付書類**（規則第37条）

① 事業収支見積書（規則様式第２【P.72】）

② 信書便管理規程の概要を記載した書類（信書便管理規程の認可の申請と同時に行う場合は不要。）

③ 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

④ 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類

⑤ 特定信書便役務の内容を記載した書類

⑥ 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

⑦ 事業開始予定の日を記載した書類

⑧ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（規則様式第３【P.73～P.74】）

⑨ 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

⑩ 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類

ⅰ）既存の法人　定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書

ⅱ）株式会社を設立しようとする者　定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ⅲ）ⅱ）以外の法人を設立しようとする者　定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ⅳ）個人　資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書

ⅴ）外国人　国内における住所又は居所を証する書類

ⅵ）外国法人　国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類

⑪ 法第８条各号に該当しないことを示す書類

［参照条文］

- 信書便法　第29条～第31条　【P.51】
- 施行規則　第35条～第37条　【P.63～P.64、P.72～P.74、P.89】
- 審査基準　第21条・第22条　【P.102～P.103】

（なお、審査基準で引用する道路交通法・関税法 → 【P.140～P.142】）

② 信書便約款の認可

特定信書便の役務を利用する際に、仮に提供条件について、特定信書便事業者の判断により当該事業者に有利な形で設定又は変更されることとなれば、信書の秘密の保護が確保されず、また特定の者に対して不当な差別的取扱いが行われるおそれがあります。

このため、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

［認可基準］

ⅰ）信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

ⅱ）特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

また、脱法的営業行為を防止するため、約款外の提供条件による役務の提供の禁止、変更命令といった規律が課されています。

［申請に必要な書類］

(1) **申請書**（規則第24条（第40条により準用）、規則様式第13【P.84】）

記載事項は実施予定日です。

(2) **添付書類**（規則第24条（第40条により準用））

・ 設定の場合：信書便約款

・ 変更の場合：信書便約款の新旧対照表

・ 信書便約款に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例はP.146～P.161参照】

① 信書便の役務の名称及び内容
② 信書便物の引受けの条件
③ 信書便物の配達の条件
④ 信書便物の転送及び還付の条件
⑤ 信書便物の送達日数
⑥ 信書便の役務に関する料金の収受及び払戻しの方法
⑦ 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
⑧ その他信書便約款の内容として必要な事項

(注) 認可不要事項（規則第25条）

次の提供条件については信書便約款の認可を要しません。

① 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件

② 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

［参照条文］
・　信書便法　第17条、第19条（第33条により準用）　【P. 49～P. 50、P. 52】
・　施行規則　第24条・第25条（第40条により準用）　【P. 61、P. 64、P. 84】
・　審査基準　第11条・第12条（第27条により一部準用）　【P. 100、P. 103】
（なお、審査基準で引用する郵便法・消費者契約法 →【P. 139～P. 140】）

③　信書便管理規程の認可

特定信書便事業者は、他人の信書の送達を行う事業であることから、その取扱中に係る信書便物の秘密の保護を図る必要があります。

このため、特定信書便事業者は、「信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない」こととされています。

［認可基準］

特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。

［申請に必要な書類］

⑴　**申請書**（規則第31条（第40条により準用）、規則様式第14【P. 85】）

⑵　**添付書類**（規則第31条（第40条により準用））
・　設定の場合：信書便管理規程
・　変更の場合：信書便管理規程の新旧対照表
・　信書便管理規程に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例はP. 162～P. 178参照】

①　信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
ⅰ）信書便の業務の監督
ⅱ）顧客の情報及び信書便物の管理

②　信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

③　事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置

④　信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

［参照条文］
・　信書便法　第22条（第33条により準用）　【P. 50、P. 52】
・　施行規則　第31条（第40条により準用）　【P. 62、P. 85】
・　審査基準　第13条・第14条（第28条により準用）　【P. 101、P. 103】
（なお、審査基準で引用する刑事訴訟法 →【P. 140～P. 141】）

④　**業務委託、信書便事業者間の協定等の認可**

信書便事業の効率的な運営を可能とするため、「特別の事情がある」場合には、「信書便の業務の一部を委託」または「他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書送達の事業に関する協定又は契約を締結」することが総務大臣の認可により認められています。

信書便事業では、憲法に保障される信書の秘密の保護その他利用者の保護の観点から一定の規律が守られる必要があるため、委託に当たり、業務の受託者についても同様の措置が採られることを確保するために、「受託者が当該業務を行うのに適している者であること」が認可の条件とされています。

【業務の一部委託について】

［認可基準］

ⅰ）当該委託を必要とする特別の事情があること。

ⅱ）受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

［申請に必要な書類］

⑴　**申請書**（規則第 32 条（第 40 条により準用)、規則様式第 15【P. 86】)

⑵　**添付書類**（規則第 32 条（第 40 条により準用))

①　受託者が法第８条各号に該当しないことを示す書類

②　委託契約書の写し

③　信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

［参照条文］

・　信書便法　第 23 条（第 33 条により準用）　【P. 50、P. 52】

・　施行規則　第 32 条（第 40 条により準用）　【P. 62～P. 64、P. 86】

・　審査基準　第 15 条・第 16 条（第 29 条により準用）　【P. 101、P. 104】

【他の信書便事業者との協定等について】

［認可基準］

ⅰ）当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。

ⅱ）一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

［申請に必要な書類］

⑴　**申請書**（規則第 33 条（第 40 条により準用)、規則様式第 16【P. 87】)

⑵　**添付書類**（規則第 33 条（第 40 条により準用))

①　協定書又は契約書の写し

②　協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

［参照条文］

・　信書便法　第 24 条（第 33 条により準用）　【P. 50～P. 51】
・　施行規則　第 33 条（第 40 条により準用）　【P. 63～P. 64、P. 87】
・　審査基準　第 17 条・第 18 条（第 30 条により準用）　【P. 101～P. 102、P. 104】

【外国信書便事業者との協定等について】

［認可基準］

ⅰ）外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。

ⅱ）当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。

ⅲ）当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。

ⅳ）法第３条第４号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。

ⅴ）当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

［申請に必要な書類］

⑴　**申請書**（規則第 34 条（第 40 条により準用）、規則様式第 17【P. 88】）

⑵　**添付書類**（規則第 34 条（第 40 条により準用））

①　協定書又は契約書の写し

②　協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類

ⅰ）協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

ⅱ）外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

［参照条文］

・　信書便法　第 25 条（第 33 条により準用）　【P. 51～P. 52】
・　施行規則　第 34 条（第 40 条により準用）　【P. 63～P. 64、P. 88】
・　審査基準　第 19 条・第 20 条（第 31 条により一部準用）【P. 102、P. 104】

（なお、審査基準で引用する関税法　→　【P. 140】）

第４章　参入した信書便事業者が遵守しなければならない事項

(1) 検閲の禁止・秘密の保護

憲法は第 21 条で表現の自由を保障しており、その一環として同条第２項において検閲の禁止と通信の秘密の侵害の禁止を定めています。この規定を踏まえ、信書便法には一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲の禁止が定められています（第４条）。

また、信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密の侵害の禁止が定められている（第５条第１項）ほか、信書便の業務に従事する者は、その業務上、他人の秘密を容易に知り得る立場にあることから、信書便物に関して知り得た他人の秘密を（退職後も）守らなければならないこととされています（同条第２項）。

なお、信書の秘密を侵した者には、信書便法第 43 条・第 44 条により罰則が適用されます。

☆　**具体的に守らなければならない秘密は、以下のとおりです。**

信書の秘密	信書便物について知り得た他人の秘密
信書の内容 差出人・受取人の住所・氏名 その他信書に関する一切の事項	信書の内容 差出人・受取人の住所・氏名 信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数 その他通信の構成要素のすべて

これらについて、差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。（例えば、受取人の転居情報を承諾なしに差出人に知らせることはできません。）また、捜査機関からの公文書による照会であっても、裁判所の正規の令状によらない限りは、応答することはできません。

［参照条文］　信書便法　第４条・第５条、第 43 条・第 44 条　【P. 47、P. 53～P. 54】

(2) 信書便物であることの表示

取扱中の信書便物については、憲法上の要請から、信書便物の秘密の保護等に配慮した適正な取扱いが必要となるため、対象たる信書便物であることを明確に識別可能とし、また、信書便物を取り扱った信書便事業者の責任を明確なものとするため、信書便事業者に対し、信書便物の表面の見やすい所にその事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示する義務を課しています。

［参照条文］
- 信書便法　第 20 条、第 33 条　【P. 50、P. 52】
- 施行規則　第 27 条・第 28 条、第 40 条　【P. 61～P. 62、P. 64】

(3) 還付できない信書便物の措置

信書の秘密の保護を図りつつ、信書による通信の成立を促し、又は成立していない旨の差出人への通知を可能とする観点から、「受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができ」、また、「当該

信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない」こととされています。

［参照条文］
・　信書便法　第 21 条、第 33 条　【P. 50、P. 52】
・　施行規則　第 29 条・第 30 条、第 40 条　【P. 62、P. 64、P. 83】

⑷ 事業計画の変更の認可

提供する役務の種類や信書便物の引受け・配達の条件などを明記した事業計画は信書便事業を営む基礎となるものであることから、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。ただし、改めて審査をする必要のない軽微な事項【P. 30】の変更については、変更後遅滞なく届け出れば足りることとされています。

［認可基準］許可の基準と同じです。【一般信書便：P. 12、特定信書便：P. 22】

［申請に必要な書類］

⑴ **申請書**（規則第 12 条、第 40 条、規則様式第５【P. 76】）
記載事項は以下のとおりです。

①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②　変更事項　③　変更内容　④　変更年月日　⑤　変更の理由

⑵ **添付書類**（規則第 12 条、第 40 条）
規則第７条（一般信書便事業）又は規則第 37 条（特定信書便事業）に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付（P. 23 参照）

※　２号役務の提供区域の拡大や役務の追加の際には、事業収支見積書の提出が必要となりますので、ご留意ください。

［参照条文］
・　信書便法　第 12 条、第 33 条　【P. 48、P. 52】
・　施行規則　第 12 条、第 40 条　【P. 58、P. 64、P. 76】
・　審査基準　第５条、第 23 条　【P. 99、P. 103】

〈事業計画の変更認可までの手続〉

○　軽微な事項（認可を要せず、届出で足りる場合）

【一般信書便事業】

・　規則第９条第１号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更
・　一般信書便役務の送達日数が法第２条第４項第２号に規定する日数及び第３条に規定する日数を超えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更
・　祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更
・　法第２条第４項第２号に規定する日数及び第３条に規定する日数を超えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更
・　法第６条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第 12 条第１項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る規則第７条第２項第７号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

【特定信書便事業】

・　特定信書便役務の種類の減少及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
・　法第２条第７項第２号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る。）
・　法第 29 条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第 33 条において準用する法第 12 条第１項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る規則第 37 条第２項第８号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

［届出に必要な書類］

(1)　**届出書**（規則第 13 条、第 39 条、規則様式第６【P. 77】）

記載事項は以下のとおりです。

①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②　変更事項　　③　変更内容　　④　変更年月日　　⑤　変更の理由

(2)　**添付書類**（規則第 12 条、第 39 条）

規則第７条（一般信書便事業）又は規則第 37 条（特定信書便事業）に掲げる書類のうち、事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付（P. 23 参照）

［参照条文］

・　信書便法　第 12 条、第 33 条　【P. 48、P. 52】
・　施行規則　第 13 条、第 39 条　【P. 59、P. 64、P. 77】

(5) 信書便約款の変更の認可

信書便約款は、信書の秘密の保護をはじめとする信書の送達役務に本質的な提供条件について定めることとされており、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

申請に必要な書類については、一般信書便はP.15を、特定信書便はP.24を参照してください。

(6) 信書便管理規程の変更の認可

信書便管理規程は、信書便物の秘密を保護するため信書便の業務の管理に関する事項について定めることとされており、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

申請に必要な書類については、一般信書便はP.15を、特定信書便はP.25を参照してください。

第５章　国の監督

(1) 事業改善命令、事業許可の取消し等

信書便法には、信書便事業者の事業の適正な運営を確保する観点から、事業計画の遵守命令、事業改善の命令、許可の取消し等の監督規定が設けられています。

まず、事業計画の遵守命令については、信書便事業者が許可を受けた事業計画を遵守せずに業務を行っていると認められる場合には、許可を受けた事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができるとされています。

次に、事業改善の命令については、信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項を命ずることができるとされています。

① 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
② 一般信書便役務に関する料金が法第 16 条第２項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。
③ その他事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

最後に、許可の取消し等については、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、６月以内において期間を定めて、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第６条若しくは第 29 条の許可を取り消すことができることとされています。

① この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
② 法第８条第１号又は第３号に規定する欠格事由に該当するに至ったとき。

［参照条文］　信書便法　第 26 条～第 28 条、第 33 条　【P. 51～P. 52】

信書便法第 26 条～第 28 条に規定する不利益処分に関する手続フロー図

(2) 報告・立入検査

信書便法では、総務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、信書便事業者に対し、その事業に関し報告を求めること、または、その職員に、信書便事業者の事務所等に立ち入り、物件等を検査させることができることとされています。

① 定期報告

提出書類	提出期限
営業報告書 ・営業概況報告書（規則様式第20【P.91～P.92】） ・貸借対照表 ・損益計算書	毎事業年度の経過後100日以内
事業実績報告書 ・信書便事業実績報告書（規則様式第21【P.93～P.94】）	毎年7月10日

② 検査等

検査等の種類	概　　要	対象事業者
新規事業者検査	事業実績報告書の提出を行った信書便事業者のうち、事業開始後（※）、初めて信書便物の引受実績があったものと認められる者に対して、当該報告書の提出後半年以内に実施する検査 ※　事業の譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により信書便事業を承継する法人又は事業の相続人も対象	一般信書便事業者 特定信書便事業者
計画検査	一般信書便事業者又は特定信書便事業者のうち前回の検査結果等が適正でなかった者に対して、実施する検査	一般信書便事業者 特定信書便事業者 （法令遵守不適正に限る。）
特別検査	過去の検査、行政処分の状況、重大事故の発生等を踏まえ、随時、実施する検査	一般信書便事業者 特定信書便事業者
自主点検報告	前回の新規事業者検査、計画検査の検査結果又は自主点検報告の確認結果が適正である特定信書便事業者による報告	特定信書便事業者 （法令遵守適正に限る。）

［参照条文］

- 信書便法　第36条　【P.52】
- 施行規則　第41条・第42条　【P.64～P.65、P.91～P.94】

第６章　信書便法令以外の所要の手続

(1) 登録免許税の納付

信書便事業の許可を受けた場合には、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）の規定に基づき下記のとおり登録免許税を国に納める必要があります。（なお、登録免許税は許可を取得したときにのみ納付するものであり、許可取得後の事業計画の変更等の認可を受ける場合には納付する必要はありません。）

許可の種類	納付税額	納付期限
一般信書便事業	９万円	許可の日から１か月を経過した日まで
特定信書便事業	３万円	許可の日から１か月を経過した日まで

①　納付先

登録免許税は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 34 条第１項の規定により、次のいずれかに納付することとされています。

・　当該登録免許税に係る許可事務を行う本省内部部局の所在地若しくは各総合通信局又は沖縄総合通信事務所の所在地の所管税務署

・　日本銀行（国税の収納を行う代理店（郵便局や主要銀行等が該当します。）を含む。）

②　当該納付に係る領収証書の提出先

当該一般信書便事業の許可をした総務大臣又は特定信書便事業の許可をした総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）

⑵ 貨物運送事業に関する諸手続

信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合について、信書便事業の開始までに国土交通大臣の許可その他の処分を要することがあります。

ここでは、自動車等を使用する場合の主な手続について簡単に紹介します。

〈一般貨物自動車運送事業に関する手続〉
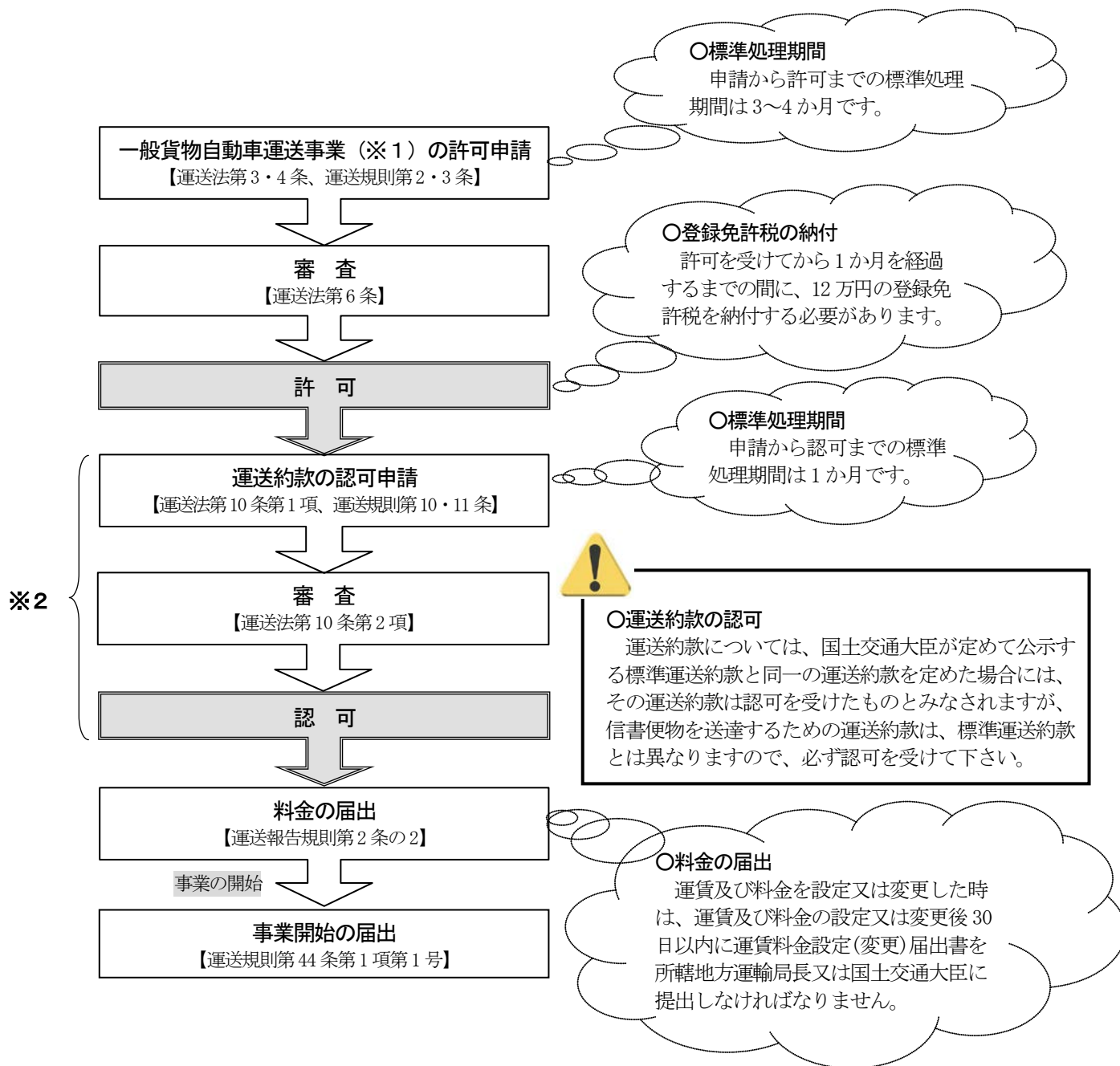
※１　他人の需要に応じ、有償で、自動車（３輪以上の軽自動車及び２輪の自動車を除きます。）を使用して貨物を運送する事業をいいます。

※２　既に一般貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、既存の運送約款（標準運送約款を含む。）の変更認可申請を行います。

〈貨物軽自動車運送事業に関する手続〉
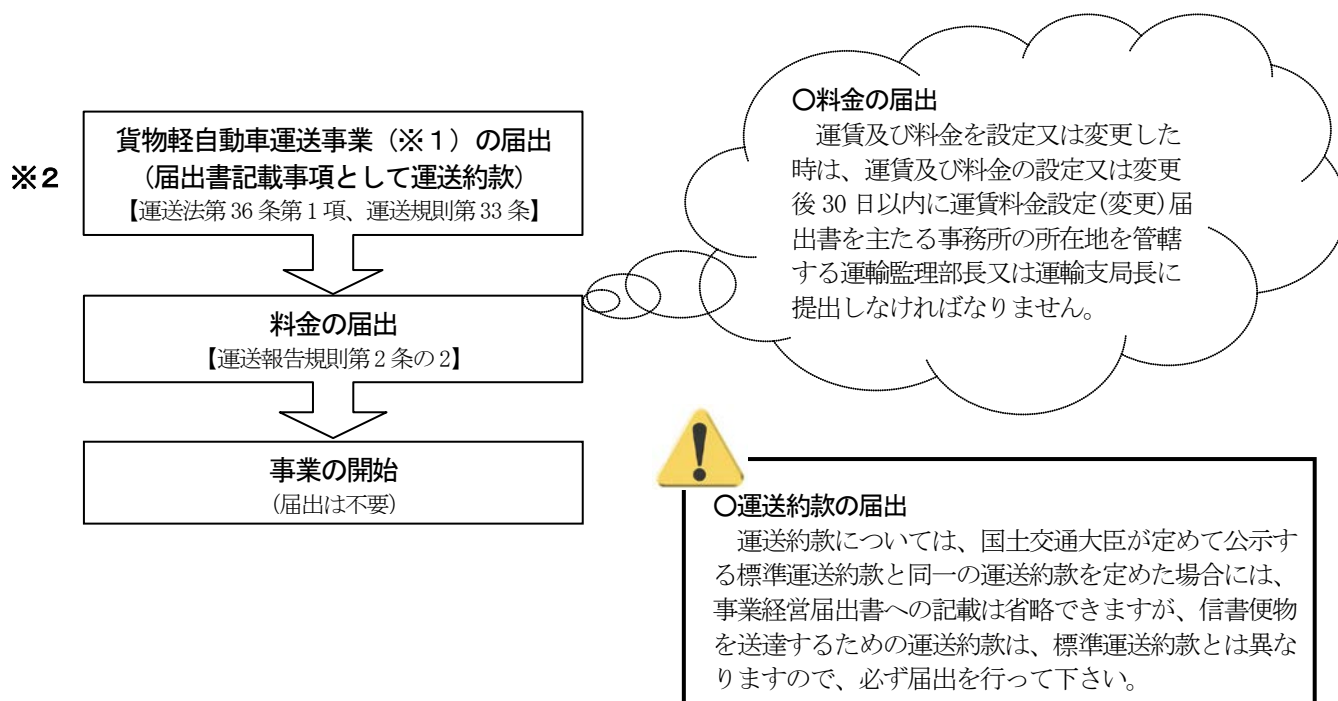
※１　他人の需要に応じ、有償で、自動車（３輪以上の軽自動車及び２輪の自動車（125CC 超）に限ります。）を使用して貨物を運送する事業をいいます。

※２　既に貨物軽自動車運送事業の届出をしている場合は、既存の運送約款(標準運送約款を含む。)の変更届出を行います。

〈第一種貨物利用運送事業に関する手続〉
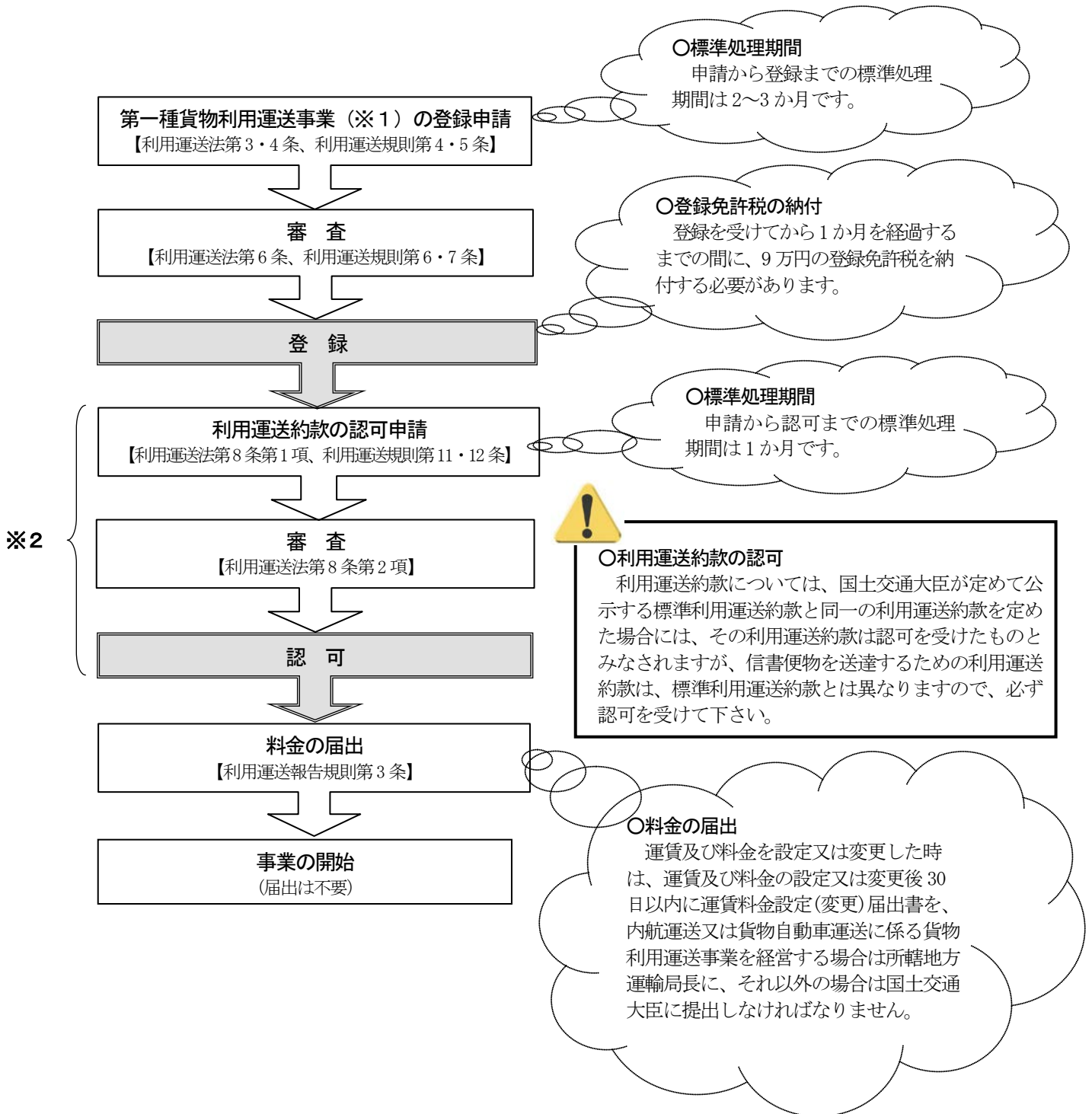
※１　鉄道運送事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業をいいます。

※２　既に第一種貨物利用運送事業の登録をしている場合は、既存の利用運送約款（標準利用運送約款を含む。）の変更認可申請を行います。

〈第二種貨物利用運送事業に関する手続〉

※１　他人の需要に応じ有償で、鉄道運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して，自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業をいいます。

※２　既に第二種貨物利用運送事業の許可を取得している場合は、既存の利用運送約款(標準利用運送約款を含む。)の変更認可申請を行います。

第７章　その他

(1) 審議会への諮問

本法の規定に基づく事業許可等の行政処分や総務省令の制定・改廃については、公正な第三者の意見を聴いて慎重に行う必要があることから、審議会に諮問することとされています。

［審議会諮問事項］

① 以下の総務省令の制定改廃

- 法第２条第４項第２号及び第７項第３号（定義）
- 法第９条第２号（許可の基準）
- 法第 16 条第２項第２号（料金）

② 以下の許認可

- 法第６条（一般信書便事業の許可）
- 法第 12 条第１項（事業計画の変更の認可）※
- 法第 17 条第１項（信書便約款の設定・変更の認可）※
- 法第 22 条第１項（信書便管理規程の設定・変更の認可）※
- 法第 29 条（特定信書便事業の許可）

※：法第 33 条において特定信書便事業者に準用する場合を含む。

③ 以下の不利益処分

- 法第 27 条（事業改善の命令）※
- 法第 28 条第１号（法令違反に対する許可の取消し）※

※：法第 33 条において特定信書便事業者に準用する場合を含む（ただし第 27 条第２号を除く）。

(2) 罰則

信書便法には、信書便物を開く等の罪、信書の秘密を侵す罪、信書便禁制品を差し出す罪その他同法の規定に違反した者に対する罰則規定が設けられています。

特に、信書の秘密を侵す罪（第 44 条）については、信書便の業務に従事する者が業務上容易に信書の秘密を知りうる立場にあることから、一般人に対する刑罰（１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）よりも重い刑罰（２年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が科されることとされています。

［参照条文］　信書便法　第 43 条～第 51 条　【P. 53～P. 55】

(3) 個人情報の保護

コンピュータによる大量の個人情報の処理が本格化し、個人情報の保護を確立すると同時にその流通を確保することが要請される中、平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」という。)が制定され、平成 17 年から全面施行されています。【P. 115】

この保護法等を受けて、特に信書便事業分野について、個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置についての指針として、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)が平成 20 年4月に施行されました。【P. 127】

信書便事業者は、信書の秘密の保護や信書便管理規程に記載した顧客情報の管理の徹底に加え、保護法やガイドラインの趣旨を踏まえた個人情報の保護に適切に取り組む必要があります。

① 個人情報の管理形態と適用されるルール

保護法及びガイドラインでは、事業者が保有する個人情報について、3つの管理形態ごとにルールを設けています。概要は、以下及び次ページの図のとおりです。

- **「個人情報」 → “取得”と”利用”のルールの対象**

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含みます。

「個人情報」には、その取得と利用についてのルールが定められています。

- **「個人データ」 → “管理”と”提供” のルールの対象**

個人情報データベース等 (※) を構成する一つ一つの個人情報をいいます。

「個人データ」には、その管理と提供についてのルールが定められています。

※ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものや、コンピュータを用いなくても紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順)に従って整理・分類し、目次・索引などを付けて容易に検索できるようにしたもの。

- **「保有個人データ」 → “本人の関与” のルールの対象**

個人データのうち、個人情報取扱事業者 (※) が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいいます。(ただし、6か月以内に削除するものや、第三者(委託元等)から提供を受けたもので、開示、内容の訂正等を行う権限がないものなどは、含まれません。)

「保有個人データ」には、本人の関与についてのルールが定められています。

※ 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、それにより識別される特定の個人の数の合計が、過去6か月間のいずれの日においても 5,000 件を超えない者は除く。

② 漏えい等が発生した場合の対応

個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に通知し、可能な限り公表するとともに、直ちに総務省(信書便監理官)まで報告する必要があります(ガイドライン第 22 条)。

③ 小規模事業者の取扱い

保有する個人データによって識別される人数が 5,000 人以下の小規模事業者については保護法の直接の適用を受けることはありませんが、保護法等の趣旨を踏まえ、小規模事業者もガイドラインに準じた適正な取扱いの確保に努めることとされています(ガイドライン第23条)。

個人情報の管理形態と適用されるルール

※（ ）は保護法【P. 115】の条項、《 》はガイドライン【P. 127】の条項

参　考　資　料

○信書便法に基づく規律・諸手続一覧

	規律・諸手続	根拠規定 (括弧内は特定信書便事業に係る規定)	一般信書便事業	
			一般信書便役務	任意の役務
事業の許可・承継・休廃止	事業の許可	法第6条(法第29条)	○	○
	許可の申請	法第7条(法第30条)	○	○
	欠格事由	法第8条(法第33条で準用)	○	○
	許可の基準	法第9条(法第31条)	○	○
	氏名・名称及び住所等の変更の届出	法第10条(法第33条で準用)	○	○
	事業計画の遵守	法第11条(法第33条で準用)	○	○
	事業計画変更の認可	法第12条①(法第33条で準用)	○	○
	事業計画変更の届出	法第12条③(法第33条で準用)	○	○
	事業の譲渡し等の認可	法第13条①(法第33条で準用)	○	○
	法人の合併及び分割の認可	法第13条②(法第33条で準用)	○	○
	相続の認可	法第14条(法第33条で準用)	○	○
	事業の休廃止の許可	法第15条①	○	○
	法人の解散決議等の認可	法第15条②	○	○
	事業の休廃止の届出	(法第32条)	—	—
業務	料金の事前届出	法第16条	○	—
	信書便約款の認可(設定・変更)	法第17条(法第33条で準用)	○	○
	料金等の掲示義務	法第18条	○	○(料金を除く)
	役務提供義務	法第19条①	○	—
	届出外料金	法第19条②	○	—
	約款外による提供の禁止	法第19条②③(③は法第33条で準用)	○	○
	信書便物であることの表示義務	法第20条(法第33条で準用)	○	○
	還付できない信書便物の措置	法第21条(法第33条で準用)	○	○
	信書便管理規程の認可(設定・変更)	法第22条(法第33条で準用)	○	○
	業務委託の認可	法第23条(法第33条で準用)	○	○
	事業者間協定等の認可	法第24条(法第33条で準用)	—	○
	外国事業者との協定等の認可	法第25条(法第33条で準用)	—	○
監督	事業計画の遵守命令	法第26条(法第33条で準用)	○	○
	事業計画等の変更命令	法第27条一(法第33条で準用)	○	○
	料金の変更命令	法第27条二	○	—
	その他改善命令	法第27条三(法第33条で準用)	○	○
	事業停止命令・許可取消し	法第28条(法第33条で準用)	○	○
雑則	報告の徴収・立入検査	法第36条	○	○
	報告書の提出(営業報告書)	法第36条・規則第41条	○	○
	報告書の提出(事業実績報告書)	法第36条・規則第41条	○	○
	事業開始の届出	法第40条・規則第48条①一	○	
	事業の譲渡等又は法人の合併等の終了の届出	法第40条・規則第48条①二	○	
	休止していた業務の再開の届出	法第40条・規則第48条①三	○	
	業務委託を廃止した場合の届出	法第40条・規則第48条①四	○	
	協定等を廃止した場合の届出	法第40条・規則第48条①五	—	○
	命令を実施した場合の届出	法第40条・規則第48条①六	○	○
	役員又は社員に変更があった場合の届出	法第40条・規則第48条①七	○	

特定信書便事業 特定信書便役務	様式・記載事項	提出時期
○	―	
○	様式第１～第３、第18【P.71～P.74、P.89】	
○	―	
○	―	
○	様式第４【P.75】	遅滞なく
○	―	
○	様式第５【P.76】	事前に
○	様式第６【P.77】	遅滞なく
○	様式第７【P.78】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第８【P.79】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第９【P.80】	被相続人死亡後60日以内
―	様式第10【P.81】	事前に
―	様式第11【P.82】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第19【P.90】	休止(廃止)から30日以内に
―	様式第12【P.83】	実施予定日の30日前までに
○	様式第13【P.84】	事前に
―	―	
―	―	
―	―	
○	―	
○	―	
○	―	
○	様式第14【P.85】	事前に
○	様式第15【P.86】	事前に
○	様式第16【P.87】	事前に
○	様式第17【P.88】	事前に
○	―	
○	―	
―	―	
○	―	
○	―	
○	―	
○	様式第20【P.90～P.91】	毎事業年度経過後100日以内に
○	様式第21【P.93～P.94】	毎年７月10日までに
○	次に掲げる事項を記載して提出 ・氏名等 ・届出事項 ・届出事由発生日	遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		遅滞なく
○		前年７月１日から６月30日までの変更について 毎年７月31日までに

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

２　この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

３　この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。

４　この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二　国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあっては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの

５　この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一般信書便役務を含むものをいう。

６　この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

７　この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの

二　信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの

三　その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

８　この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事

業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。
9　この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

（郵便法の適用除外）
第三条　郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一　一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
二　特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
三　一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
四　一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

（検閲の禁止）
第四条　一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

（秘密の保護）
第五条　一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。
２　信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二章　一般信書便事業
第一節　事業の許可
（事業の許可）
第六条　一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）
第七条　前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　次に掲げる事項に関する事業計画
イ　信書便物の引受けの方法
ロ　信書便物の配達の方法
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、信書便物の送達の方法
ニ　その他総務省令で定める事項
三　他に事業を行っているときは、その事業の種類
２　前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（欠格事由）
第八条　次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。
一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
二　一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達し

た日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

三　法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者のあるもの

（許可の基準）

第九条　総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一　その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二　その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ　総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ　一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三　前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四　その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（氏名等の変更）

第十条　一般信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（事業計画の遵守義務）

第十一条　一般信書便事業者は、その業務を行う場合には、第六条の許可に係る事業計画（以下この章において単に「事業計画」という。）に定めるところに従わなければならない。

（事業計画の変更）

第十二条　一般信書便事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

２　第九条の規定は、前項の認可について準用する。

３　一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け等）

第十三条　一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

２　一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。

３　第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。

４　第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

（相続）

第十四条　一般信書便事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般信書便事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人の営んでいた一般信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を受けなければならない。

２　相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

３　第八条及び第九条の規定は、第一項の認可について準用する。

４　第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十五条　一般信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

２　一般信書便事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３　総務大臣は、一般信書便事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

第二節　業務

（料金）

第十六条　一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の料金（総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。）。

二　大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

三　定率又は定額をもって明確に定められていること。

四　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（信書便約款）

第十七条　一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の掲示）

第十八条　一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金、前条第一項の認可を受けた

信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（一般信書便役務の提供義務等）

第十九条　一般信書便事業者は、正当な理由がなければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。

２　一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務を提供してはならない。

３　一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

（信書便物であることの表示）

第二十条　一般信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該一般信書便事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示しなければならない。

（還付できない信書便物の措置）

第二十一条　一般信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

２　一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

（信書便管理規程）

第二十二条　一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

３　一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

（業務の委託）

第二十三条　一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

２　総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　当該委託を必要とする特別の事情があること。

二　受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

（他の一般信書便事業者との協定等）

第二十四条　一般信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条において同じ。）を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

２　総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
二　一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

（外国信書便事業者との協定等）
第二十五条　一般信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第三節　監督

（事業計画の遵守命令）
第二十六条　総務大臣は、一般信書便事業者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、当該一般信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

（事業改善の命令）
第二十七条　総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。
一　事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
二　一般信書便役務に関する料金が第十六条第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。
三　前二号に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

（許可の取消し等）
第二十八条　総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。
一　この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
二　第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第三章　特定信書便事業

（事業の許可）
第二十九条　特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）
第三十条　前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画
三　他に事業を行っているときは、その事業の種類
２　前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（許可の基準）
第三十一条　総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
一　その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
二　前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
三　その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（事業の休止及び廃止）

第三十二条　特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（準用）

第三十三条　第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十七条、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで（第二十七条第二号を除く。）の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（許可等の条件）

第三十四条　この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

２　前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（適用除外）

第三十五条　第六条及び第二十九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　運送営業者がその運送方法により貨物に添付する無封の添え状又は送り状の送達を行う場合

二　一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

三　一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

（報告の徴収及び立入検査）

第三十六条　総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

２　総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審議会等への諮問）

第三十七条　総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

一　第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制

定し、又は改廃しようとするとき。
二　第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項、第十七条第一項若しくは第二十二条第一項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可をしようとするとき。
三　第二十七条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

（聴聞の特例）
第三十八条　総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
２　前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により審議会等に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、審議会等の委員のうちから、審議会等の推薦により指名するものとする。
３　第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（不服申立ての手続における意見の聴取）
第三十九条　この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。
２　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
３　第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（総務省令への委任）
第四十条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（経過措置）
第四十一条　この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）
第四十二条　この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

第五章　罰則
第四十三条　一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。
２　前項の罪の未遂は、罰する。

第四十四条　一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

２　信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

３　前二項の罪の未遂は、罰する。

第四十五条　第二十八条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者

二　第十五条第一項の規定に違反して一般信書便事業を休止し、又は廃止した者

三　第十九条第一項の規定に違反して一般信書便役務の提供を拒んだ者

四　第十九条第二項の規定又は同条第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の役務を提供した者

五　第二十二条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行った者

六　第二十三条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者

七　第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して協定又は契約を締結した者

八　第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

九　第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十　第三十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書便物として差し出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

二　毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）

三　生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四　法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

２　前項の場合において、犯人が信書便物として差し出した物は没収する。

第四十八条　詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもって、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条　信書便の業務に従事する者が重大な過失によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第四十五条又は第四十六

条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。
一　第十条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第十八条の規定による掲示をせず、又は虚偽の提示をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十七条（第一号に係る部分に限る。次条第一項において同じ。）の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第三十七条の規定の施行の日から日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行の日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）」とあるのは、「郵政審議会」とする。

２　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成十七年十月二十一日法律第百二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）

目次

第一章　総則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般信書便役務の三日以内の送達日数に算入しない日）

第二条　法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

一　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。以下「年末年始の休日」という。）

二　法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）

（一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数）

第三条　法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一　一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）　二週間

二　前号以外の離島　五日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）

（特定信書便役務の料金の額）

第四条　法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。

一　引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額　千円

二　引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務（以下「国際信書便の役務」という。）の料金の額　別表に定める額

２　国際信書便の役務の引受地が外国にある場合における前項第二号の規定の適用に係る外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）を用いて行うものとする。

第二章　一般信書便事業

第一節　事業の許可

（事業の許可の申請）

第五条　法第七条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

（事業計画）

第六条　法第七条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　信書便物の引受けの方法に関する次に掲げる事項

イ　信書便差出箱の構造及び外観

ロ　信書便差出箱の設置の方針

ハ　信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件

ニ　信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

二　信書便物の配達の方法に関する次に掲げる事項

イ　一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

ロ　一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

三　一般信書便物の送達日数

四　国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

（添付書類）

第七条　法第七条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

２　法第七条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　信書便管理規程の概要を記載した書類

二　信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

三　他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類

四　信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

五　事業開始予定の日を記載した書類

六　様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

七　国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

八　当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類

イ　既存の法人　定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書

ロ　株式会社を設立しようとする者　定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ハ　ロ以外の法人を設立しようとする者　定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ニ　個人　資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書

ホ　外国人　国内における住所又は居所を証する書類

ヘ　外国法人　国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類

九　法第八条各号に該当しないことを示す書類

（信書便差出箱の基準）

第八条　法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

一　構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
二　信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
三　外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。
四　信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

（信書便物の引受けの方法の基準）
第九条　法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。
一　次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあっては、その人口）に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数）以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。
イ　東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市　〇・〇〇〇五
ロ　人口が十万人以上である市（イに該当するものを除く。）　〇・〇〇〇六
ハ　人口が二万五千人以上十万人未満である市町村（ホに該当するものを除く。）　〇・〇〇〇八
ニ　人口が二万五千人未満である市町村（ホに該当するものを除く。）　〇・〇〇一二
ホ　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村　〇・〇〇一九
二　信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。
三　信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

（信書便物の配達の方法の基準）
第十条　法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。
イ　祝日法による休日
ロ　年末年始の休日
ハ　一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。）
二　特に交通困難であるため周年又は一定期間内あて所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をそのあて所に配達することができること。

（氏名等の変更の届出）
第十一条　法第十条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請）
第十二条　法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の申請書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第十三条　法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　第九条第一号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更

二　一般信書便役務の送達日数が法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更

三　祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更

四　法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更

五　法第六条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第七条第二項第七号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

２　法第十二条第三項の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第十四条　法第十三条第一項の一般信書便事業の譲渡し及び譲受け、同条第二項の一般信書便事業者たる法人の合併若しくは分割、法第十四条第一項の相続、法第二十三条第一項の信書便の業務の一部の委託又は法第二十四条第一項若しくは第二十五条の信書の送達の事業に関する協定若しくは契約の認可を受けようとする一般信書便事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとするときには、当該認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

（事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第十五条　法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一　譲渡しに関する契約書の写し

二　譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類

三　譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

四　譲受人の譲受けの日以降における様式第二の事業収支見積書

五　譲受人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

（法人の合併及び分割の認可の申請）

第十六条　法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　合併又は分割の条件に関する説明書

三　合併又は分割の日以降における様式第二の事業収支見積書

四　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により一般信書便事業を承継する法人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

（相続人の事業継続の認可の申請）

第十七条　法第十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一　申請者と被相続人との続柄を証する書類

二　申請者の履歴書及び資産目録

三　申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書

四　申請者が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第九号に掲げる書類及び他に行っている事業の種類を記載した書類

（事業の休止及び廃止の許可の申請）

第十八条　法第十五条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十の申請書を提出しなければならない。

（法人の解散決議等の認可の申請）

第十九条　法第十五条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十一の申請書に、解散の決議又は総社員の同意を証する書類を添えて、提出しなければならない。

第二節　業務

（料金の届出）

第二十条　法第十六条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定日の三十日前までに、様式第十二の届出書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）

二　実施予定日

三　変更の届出の場合にあっては、変更を必要とする理由

2　前項第一号に規定する料金を適用する期間並びに料金の種類、額及び適用方法については、一般信書便物の送達の役務に付加する役務（以下この項及び次条において「付加役務」という。）を提供する場合にあっては、一般信書便物の送達の役務に係る料金（次条において「送達料金」という。）と付加役務に係る料金とを区分して記載するものとする。

（法第十六条第二項各号の基準を適用しない料金）

第二十一条　法第十六条第二項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。

（料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準）

第二十二条　法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。

二　次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。

イ　封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。

ロ　包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額）
第二十三条　法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十二円とする。

（信書便約款の認可の申請）
第二十四条　法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、信書便約款（変更の認可申請の場合は、信書便約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。
２　法第十七条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　信書便の役務の名称及び内容
二　信書便物の引受けの条件
三　信書便物の配達の条件
四　信書便物の転送及び還付の条件
五　信書便物の送達日数
六　信書便の役務に関する料金の収受及び払戻しの方法
七　送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
八　その他信書便約款の内容として必要な事項

（信書便約款の認可を要しない提供条件）
第二十五条　法第十七条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
二　信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

（掲示事項）
第二十六条　法第十八条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　信書便物に表示される一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
二　天災その他やむを得ない事由により信書便の役務の利用を制限し、又は信書便の業務を停止する場合は、制限する利用の範囲又は停止する業務の内容、期間その他必要な事項

（信書便物であることの表示を要しない場合）
第二十七条　法第二十条の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　次条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が表示されている信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者から引き渡されたとき。
二　差し出された信書便物に次条第二項第一号及び第二号（国際信書便の役務により送達される信書便物にあっては、同項第一号、第二号及び第四号）に掲げる事項が表示されている場合であって、かつ、一般信書便事業者が当該信書便物に同項第三号に掲げる事項を表示しないことについて当該信書便物の差出人が同意しているとき。

（信書便物であることの表示の方法）
第二十八条　法第二十条の信書便物であることの表示は、一般信書便事業者が、信書便物を引き受けた後、又は外国信書便事業者から信書便物を引き渡された後、速やかに行わなければならない。
２　前項の表示は、次に掲げる事項を信書便物の表面に明瞭に記載しなければならない。
一　信書便物であることを示す表示
二　一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
三　信書便物を引き受けた日

四　外国信書便事業者と協定又は契約を締結して行う国際信書便の役務により外国にあてて送達される信書便物にあっては、前三号に掲げる事項のほか、当該信書便物を取り扱う当該外国信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該外国信書便事業者を示す標章

（還付できない信書便物の開披の方法）
第二十九条　一般信書便事業者は、法第二十一条第一項の規定により信書便物を開くときには、その事業場において信書便管理規程に基づき選任された信書便の業務を管理する者（第三十一条において「信書便管理者」という。）の立会いの下でこれを行い、当該信書便物を送達し、又は還付するために必要な事項を確認した後は、直ちに当該信書便物を修補しなければならない。

（開いてもなお還付できない信書便物の管理の方法）
第三十条　一般信書便事業者は、法第二十一条第二項の規定により信書便物を管理するときには、前条の規定による修補を行った後、その事業場の施錠できる場所において当該信書便物を保管し、その交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録しなければならない。
２　一般信書便事業者は、前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあっては、その保管を開始した日から三月以内にその交付を請求する者がないときには、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあっては、これを売却することができる。この場合において、当該一般信書便事業者は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管しなければならない。
３　一般信書便事業者は、第一項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分することができる。

（信書便管理規程の認可の申請）
第三十一条　法第二十二条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程（変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照）を添えて提出しなければならない。
２　法第二十二条第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
イ　信書便の業務の監督
ロ　顧客の情報及び信書便物の管理
二　信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
三　事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
四　信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

（業務の委託の認可の申請）
第三十二条　法第二十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
一　受託者が法第八条各号に該当しないことを示す書類
二　委託契約書の写し
三　信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類
２　前項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定の期間内の委託に関し一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項

及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

（他の一般信書便事業者との協定等の認可の申請）
第三十三条　法第二十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
一　協定書又は契約書の写し
二　協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

（外国信書便事業者との協定等の認可の申請）
第三十四条　法第二十五条の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
一　協定書又は契約書の写し
二　協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
イ　協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
ロ　外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

第三章　特定信書便事業
（事業の許可の申請）
第三十五条　法第三十条第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

（事業計画）
第三十六条　法第三十条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　特定信書便役務の種類
二　信書便物の引受けの方法
三　信書便物の配達の方法
四　法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
イ　提供区域又は区間
ロ　信書便物の送達に用いる送達手段
ハ　信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項
五　国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

（添付書類）
第三十七条　法第三十条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。
２　法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
一　信書便管理規程の概要を記載した書類
二　信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
三　他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
四　特定信書便役務の内容を記載した書類
五　信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を

要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

六　事業開始予定の日を記載した書類

七　様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

八　国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

九　当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類

イ　既存の法人　定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書

ロ　株式会社を設立しようとする者　定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ハ　ロ以外の法人を設立しようとする者　定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ニ　個人　資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書

ホ　外国人　国内における住所又は居所を証する書類

ヘ　外国法人　国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類

十　法第八条各号に該当しないことを示す書類

３　法第二十九条の許可及び法第三十三条において準用する法第二十二条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあっては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

（事業の休止及び廃止の届出）

第三十八条　法第三十二条の届出をしようとする者は、様式第十九の届出書を提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第三十九条　法第三十三条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　特定信書便役務の種類の減少及びこれに伴う事業計画記載事項の変更

二　法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る。）

三　法第二十九条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第三十三条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

２　法第三十三条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（準用）

第四十条　第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（報告書の提出）

第四十一条　法第三十六条第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る営業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

2　前項の営業報告書は、様式第二十の営業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。

（臨時の報告）

第四十二条　一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、前条に定める報告書のほか、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2　総務大臣又は総合通信局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（立入検査の身分証明書）

第四十三条　法第三十六条第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。

（意見の聴取の公告及び予告）

第四十四条　総務大臣は、法第三十九条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2　総務大臣は、意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨をその処分に係る者又はその異議申立人若しくは審査請求人に予告しなければならない。

（意見聴取会）

第四十五条　意見聴取会は、総務大臣の指名する職員が議長として主宰する。

2　議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

3　利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

4　意見聴取会においては、最初に異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人に異議申立て又は審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

5　意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は異議申立て又は審査請求の朗読をもってその陳述に代えることができる。

6　異議申立人若しくは審査請求人、これらの利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

7　議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

8　議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

9　議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

10　議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人にこれを通知しなければならない。

（調書）

第四十六条　議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

２　調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。
一　事案の件名
二　意見聴取会の期日及び場所
三　議長の職名及び氏名
四　異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人の住所及び氏名
五　出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名
六　出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名
七　陳述の要旨
八　証拠が提示されたときは、その旨
九　その他参考となるべき事項
３　異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。

（権限の委任）
第四十七条　法第四十二条の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうちに二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。）、法第三十七条並びに法第三十八条（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。）に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十六条第一項及び第二項に規定する権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

（届出）
第四十八条　一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。
一　法第六条又は第二十九条の規定により一般信書便事業又は特定信書便事業を開始した場合　当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣若しくは総合通信局長
二　法第十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する一般信書便事業若しくは特定信書便事業の譲渡し及び譲受け又は同条第二項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合　当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長
三　法第十五条第一項又は第三十二条の規定により休止していた一般信書便事業又は特定信書便事業を再開した場合　当該一般信書便事業の休止の許可をした総務大臣又は当該特定信書便事業の休止の届出を受理した総務大臣若しくは総合通信局長
四　法第二十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合　当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長
五　法第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定又は契約を廃止した場合　当該協定又は契約を認可した総務大臣又は総合通信局長
六　法第二十六条又は第二十七条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令を実施した場合　当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長
七　一般信書便事業者又は特定信書便事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合　当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣又は総合通信局長
２　前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第七号に掲げる場合（代表権を有しない役員

又は社員に変更があった場合に限る。）にあっては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）行わなければならない。

３　第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があったときは、その登記事項証明書、役員又は社員に変更があったときは、新たに役員又は社員になった者が法第八条第一号及び第二号の規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　届出事項

三　届出事由の発生の日

（書類の提出）

第四十九条　法及びこの省令の規定により総合通信局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する総合通信局長に提出しなければならない。

２　法及びこの省令の規定により総務大臣に提出すべき申請書又は届出書は、申請又は届出をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して提出することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成十五年三月三十一日総務省令第六十五号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附　則（平成十六年三月十九日総務省令第四十二号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成十八年四月二十六日総務省令第七十五号）

この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附　則（平成十九年三月三十一日総務省令第五十号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成二十年十一月二十八日総務省令第百二十七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附　則　（平成二十五年十二月二日総務省令第百号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第三条　一般信書便事業者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律

第十六条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金（実施予定日が施行日以後であるものに限る。）を定め、同項の規定による届出をすることができる。

別表（第四条関係）

重　　量	地　　帯		
	第一地帯	第二地帯	第三地帯
２５０グラムまで	１，２００円	１，４００円	１，６００円
２５０グラムを超え ５００グラムまで	１，５００円	１，８００円	２，２００円
５００グラムを超え １キログラムまで	２，２００円	２，８００円	３，６００円
１キログラムを超え ２キログラムまで	２，９００円	４，１００円	５，７００円
２キログラムを超え ３キログラムまで	３，６００円	５，４００円	７，８００円
３キログラムを超え ４キログラムまで	４，３００円	６，７００円	９，９００円

（備考）　各地帯の地域の明細については、付表※に掲げるところによる。

（※）付表　各地帯の地域の明細表については、P.69～P.70 の表のとおり。

第１地帯	第２地帯		
［アジア］	［オセアニア地域］	［ヨーロッパ］	〔中近東地域〕
アフガニスタン	オーストラリア	アイスランド	アラブ首長国連邦
アメリカ合衆国の海外領土	キリバス	アイルランド	イエメン
ウェーキ	サモア	アゼルバイジャン	イスラエル
北マリアナ諸島	ソロモン	アルバニア	イラク
グアム	ツバル	アルメニア	イラン
ミッドウェイ諸島	トンガ	アンドラ	オマーン
インド	ナウル	イタリア	カタール
インドネシア	ニュー・カレドニア	ウクライナ	キプロス
カンボジア	ニュージーランド	ウズベキスタン	クウェート
北朝鮮	バヌアツ	英国	サウジアラビア
シンガポール	パプアニューギニア	エストニア	シリア
スリランカ	ピトケアン	オーストリア	トルコ
タイ	フィジー	オランダ	バーレーン
大韓民国	仏領ポリネシア	ガーンジー	ヨルダン
台湾	その他のオセアニアの諸島	カザフスタン	レバノン
中華人民共和国	［北米、中米及び西インド諸島］	ギリシャ	
ネパール	アメリカ合衆国	キルギス	
パキスタン	アメリカ合衆国の海外領土	グルジア	
パラオ	プエルト・リコ	クロアチア	
バングラデシュ	米領ヴァージン諸島	サンマリノ	
東ティモール	アンギラ	ジブラルタル	
フィリピン	アンティグア・バーブーダ	ジャージー	
ブータン	英領ヴァージン諸島	スイス	
ブルネイ	エルサルバドル	スウェーデン	
ベトナム	ｵﾗﾝﾀﾞ領ｱﾝﾃｨｰﾙ及びｱﾙﾊﾞ	スペイン	
香港	ガドループ	スペインの海外領土	
マーシャル	カナダ	カナリー諸島	
マカオ	キューバ	ジャデュ	
マレーシア	グアテマラ	セウタ	
ミクロネシア	グレナダ	チャファリナス諸島	
ミャンマー	ケイマン諸島	バレアレス諸島	
モルディブ	コスタリカ	メリリア	
モンゴル	サンピエール及びミクロン	スロバキア	
ラオス	ジャマイカ	スロベニア	
	ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ･ﾈｰｳﾞｨｽ	セルビア	
	セントビンセント	タジキスタン	
	セントルシア	チェコ	
	タークス及びカイコス諸島	デンマーク	
	ドミニカ	ドイツ	
	ドミニカ共和国	トルクメニスタン	
	トリニダード・トバゴ	ノルウェー	
	ニカラグア	バチカン	
	ハイチ	ハンガリー	
	パナマ	フィンランド	
	バハマ	フランス	
	バミューダ諸島	ブルガリア	
	バルバドス	ベラルーシ	
	ベリーズ	ベルギー	
	ホンジュラス	ポーランド	
	マルチニーク	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
	メキシコ	ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む。）	
	モントセラト	ﾏｹﾄﾞﾆｱ旧ﾕｰｺﾞｽﾗﾋﾞｱ共和国	
		マルタ	
		モナコ	
		モルドバ	
		モンテネグロ	
		ラトビア	
		リトアニア	
		リヒテンシュタイン	
		ルーマニア	
		ルクセンブルク	
		ロシア	

第３地帯	
［アフリカ］	［南米］
アセンション	アルゼンチン
アルジェリア	ウルグアイ
アンゴラ	エクアドル
ウガンダ	ガイアナ
エジプト	コロンビア
エチオピア	スリナム
エリトリア	チリ
ガーナ	パラグアイ
カーボヴェルデ	ﾌｫｰｸﾗﾝﾄﾞ諸島（ﾏﾙｳﾞｨﾅｽ諸島）
ガボン	仏領ギアナ
カメルーン	ブラジル
ガンビア	ベネズエラ
ギニア	ペルー
ギニアビサウ	ボリビア
ケニア	
コートジボワール	
コモロ	
コンゴ共和国	
コンゴ民主共和国	
サントメ・プリンシペ	
ザンビア	
シエラレオネ	
ジブチ	
ジンバブエ	
スーダン	
スワジランド	
セーシェル	
赤道ギニア	
セネガル	
セント・ヘレナ	
ソマリア	
タンザニア	
チャド	
中央アフリカ	
チュニジア	
トーゴ	
トリスタン・ダ・クーニャ	
ナイジェリア	
ナミビア	
ニジェール	
ブルキナファソ	
ブルンジ	
ベナン	
ボツワナ	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
南アフリカ共和国	
モーリシャス	
モーリタニア	
モザンビーク	
モロッコ	
リビア	
リベリア	
ルワンダ	
レソト	
レユニオン	

様式第１（第５条関係）

一般信書便事業許可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第６条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　事業計画

(1) 信書便物の引受けの方法

イ　信書便差出箱の構造及び外観

注　信書便差出箱の構造及び外観は、信書便差出箱の種類ごとに信書便物の差入口及び取出口の構造、材質、色その他の外観図並びに外面に表示する事項を記載すること。

ロ　信書便差出箱の設置の方針

注　信書便差出箱の設置の方針は、第９条第１号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとの人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数並びに各市町村内及び各特別区内における信書便差出箱の設置場所の決定方針を記載すること。

ハ　信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件

ニ　信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

(2) 信書便物の配達の方法

イ　一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

注　「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の１月３日まで」、「日曜日」のように記載すること。

ロ　一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

注　当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。

(3) 一般信書便物の送達日数

注　一般信書便物の送達日数は、法第２条第４項第２号に規定する地域及び第３条に規定する地域の区分ごとの最長送達日数を記載すること。

(4) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注　引受地又は配達地ごとに記載すること。

２　他に事業を行っているときは、その事業の種類

注　事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第２（第７条、第15条、第16条、第37条、第40条関係）

事業収支見積書

項　目		年　月　日　～　年　月　日	備　考
収入	信書便事業収入	千円	
	（何）事業収入		
	その他収入		
	合　計		
支出	信書便事業支出		
	人件費		
	経費		
	業務委託費		
	減価償却費		
	その他		
	租税公課		
	（何）事業支出		
	支払利息		
	その他支出		
	法人税及び住民税		
	合　計		
差　引　利　益			

注１　当初の事業年度及び翌事業年度について作成すること。

２　信書便事業以外の事業について、（何）事業収入及び（何）事業支出として記載すること。

３　備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第３（第７条、第37条関係）

事業開始に要する資金及びその資金の調達方法

１　事業開始に要する資金　（単位　：　円）

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>事業開始に要する資金</th></tr>
<tr><td rowspan="2">信書便差出箱その他の事業の用に供する機械及び器具費</td><td>取得価格
（割賦未払金を含む全額）</td><td></td></tr>
<tr><td>賃借料の１カ年分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">営業所、事業場その他の事業用不動産の取得価格又は賃借料の１カ年分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">人件費の２カ月分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務委託費の２カ月分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他費用の２カ月分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開始に要する資金の合計</td><td>（A）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自己資金の合計</td><td>（B）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自己資金比率　（B）÷（A）×100</td><td>％</td></tr>
</table>

注１　信書便差出箱その他の事業の用に供する機械及び器具費の欄には、取得の場合と賃借の場合について、それぞれ項目を分けて計上すること。この場合において、取得の場合は、取得価格（割賦未払金を含む。）を計上し、賃借の場合は、賃借料の１カ年分を計上すること。ただし、現に所有している機械及び器具については、取得価格から除くことができる。

２　営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。以下同じ。）、事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。以下同じ。）その他の事業用不動産の取得価格又は賃借料の１カ年分の欄には、「２　事業用不動産の取得価格又は賃借料の不動産別内訳」の合計額を計上すること。この場合において、取得の場合は、取得価格（割賦未払金を含む。）を計上し、賃借の場合は、賃借料及び敷金等の１カ年分を計上すること。

３　人件費の２カ月分の欄には、「３　人件費の部門別内訳」の合計額を計上すること。

４　業務委託費の２カ月分の欄には、信書便の業務の一部を委託する場合の費用の２カ月分を計上すること。

５　その他費用の２カ月分の欄には、事務用品費、水道光熱費その他の諸経費、登録免許税その他の事業開始に要する費用の合計額を計上すること。

２　事業用不動産の取得価格又は賃借料の不動産別内訳　（単位　：　円）

名称	所在地	取得又は賃借の別	面積（㎡）	営業所の設置の有無	取得価格又は賃借料の１カ年分

注１　事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

２　取得価格又は賃借料の１カ年分の欄には、取得の場合は、取得価格（割賦未払金を含む。）を計上し、賃借の場合は、賃借料及び敷金等の１カ年分を計上すること。ただし、現に所有している事業用不動産については、取得価格から除くことができる。

３　営業所又は事業場の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。

また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

３　人件費の部門別内訳　（単位　：　円）

作業部門従業者の人件費		事務部門従業者の人件費	合　計
専従従業者の人件費	兼務従業者の人件費		
（　　　人）	（　　　人）	（　　　人）	（　　　人）

注　兼業従業者及び事務部門従業者の人件費及び従業者数は、各事業に従事した分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、信書便事業に係る人件費及び従業者数を計上すること。

４　資金の調達方法　（単位　：　円）

調達資金の内訳	金　額
自己資金	
うち増資	
借入金	
その他	
合　　計	

注１　既存法人の場合は、最近の事業年度の貸借対照表に基づき、記載すること。また、既存法人で増資により資金調達する場合については、増資の欄に増資計画を記載し、取締役会で増資する旨の決議をした議事録と、その出資に係る引受書等を添付すること。

２　設立法人の場合は、自己資金の欄にその出資者名と出資金額を記入すること。

３　借入金の欄には、借入先ごとに借入金額を記入すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第４（第 11 条、第 40 条関係）

信書便事業氏名等変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

次のとおり変更したので、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 10 条（第 33 条において準用する同法第 10 条）の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第 12 条、第 40 条関係）

事業計画変更認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 12 条第１項（第 33 条において準用する同法第 12 条第１項）の規定により、同法第７条第１項第２号の事業計画を次のとおり変更したいので申請します。

変更事項		
変更内容	変　　　更　　　前	変　　　更　　　後
変更年月日		
変更の理由		

注１　変更事項の欄には、一般信書便事業者にあっては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあっては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、法第２条第７項第２号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第６（第 13 条、第 39 条関係）

事業計画変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 12 条第３項（第 33 条において準用する同法第 12 条第３項）の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変　　更　　前	変　　更　　後
変更年月日		
変更の理由		

注１　変更事項の欄には、一般信書便事業者にあっては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあっては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、法第２条第７項第２号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。
２　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第７（第15条、第40条関係）

事業譲渡譲受認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
譲 渡 人 住 所
（ふりがな）
氏　　　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
（ふりがな）
譲 受 人 住 所
（ふりがな）
氏　　　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第13条第１項（第33条において準用する同法第13条第１項）の規定により、次のとおり事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

譲渡予定年月日	
譲渡譲受する事業の許可の番号及び年月日	
譲渡しの理由	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第８（第16条、第40条関係）

合併（分割）認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　　所
（ふりがな）
合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全
部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員会の代表者）の氏名
（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第13条第２項（第33条において準用する同法第13条第２項）の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

当事者	（ふりがな） 名　称	
	（ふりがな） 住　所	
	許可の番号及び年月日	
	（ふりがな） 名　称	
	（ふりがな） 住　所	
	許可の番号及び年月日	
合併（分割）予定年月日		
合併（分割）を必要とする理由		

注１　許可の番号及び年月日の欄には、当事者が一般信書便事業者又は特定信書便事業者以外の者である場合は記載を要しない。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第９（第 17 条、第 40 条関係）

相続認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　　　　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 14 条第１項（第 33 条において準用する同法第 14 条第１項）の規定により、次のとおり相続人の事業継続の認可を受けたいので申請します。

被相続人の氏名及び住所	
相続して経営しようとする被相続人の事業の内容	
相続開始の期日	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第 10（第 18 条関係）

事業休止（廃止）許可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 15 条第１項の規定により、次のとおり一般信書便事業の休止（廃止）の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定期間（廃止予定年月日）	
休止（廃止）を必要とする理由	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第11（第19条関係）

解散認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が
自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第15条第２項の規定により、次のとおり法人の解散の決議（総社員の同意）の認可を受けたいので申請します。

解散予定年月日	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第12（第20条関係）

料金設定（変更）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第16条第１項の規定により、次のとおり一般信書便役務に関する料金の設定（変更）を届け出ます。

料金を適用する期間	
料金の種類	
料金の額及び適用方法	
実施予定日	
変更を必要とする理由	

注１　料金を適用する期間の欄には、限定する場合に限り記載すること。

２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、第22条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する25グラム以下の信書便物（以下「定形信書便物」という。）の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。

３　料金の額及び適用方法の欄には、「重量別」、「大口割引」等の料金の計算方法、「紙製」、「窓付き封筒」等の信書便物の包装その他の形状の条件その他の料金の適用方法ごとに料金の額を記載すること。

４　定形信書便物の送達料金について第22条第１号並びに第２号イ及びロに規定する事項以外の信書便物の包装その他の形状の条件を定める場合は、定形信書便物の送達料金の適用方法に当該条件及び当該条件を定める理由を記載すること。

５　変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第13（第24条、第40条関係）

信書便約款設定（変更）認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日（法第29条の許可の申請と同時に行う場合は記載を要しない。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第17条第１項（第33条において準用する同法第17条第１項）の規定により、別紙のとおり信書便約款の設定（変更）の認可を受けたいので申請します。

実施予定日	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第 14（第 31 条、第 40 条関係）

信書便管理規程設定（変更）認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日（法第 29 条の許可の申請と同時に行う場合は記載を要しない。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 22 条第１項（第 33 条において準用する同法第 22 条第１項）の規定により、別紙のとおり信書便管理規程の設定（変更）の認可を受けたいので申請します。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第 15（第 32 条、第 40 条関係）

業務委託認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 23 条第１項（第 33 条において準用する同法第 23 条第１項）の規定により、次のとおり信書便の業務の一部の委託の認可を受けたいので申請します。

受託者の氏名及び住所	
委託しようとする信書便の業務	
委託しようとする期間	
委託を必要とする理由	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第 16（第 33 条、第 40 条関係）

事業協定等締結認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 24 条第１項（第 33 条において準用する同法第 24 条第１項）の規定により、次のとおり他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結しようとする協定又は契約の概要	
予定する協定又は契約の期間	
協定又は契約の締結を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第 17（第 34 条、第 40 条関係）

外国信書便事業者との事業協定等締結認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 25 条（第 33 条において準用する同法第 25 条）の規定により、次のとおり外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所		
外国信書便事業者が信書の送達の事業に相当する事業を営む国		
締結しようとする協定又は契約の概要	外国信書便事業者との間の責任関係	
	外国信書便事業者との間で信書便物の授受を行う場所及びその方法	
予定する協定又は契約の期間		
協定又は契約の締結を必要とする理由		
その他参考となる事項		

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第18（第35条関係）

特定信書便事業許可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第29条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1　事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

注　法第２条第７項各号に規定する特定信書便役務の種類の別に該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、そのすべてを記載すること。

(2) 信書便物の引受けの方法

注　複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の引受けの方法を記載すること。

(3) 信書便物の配達の方法

注　複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあっては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の配達の方法を記載すること。

(4) 法第２条第７項第２号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ　提供区域又は区間

注　「東京都23区内」、「東京都千代田区、神奈川県横浜市相互間」のように記載すること。提供区域又は区間が複数ある場合には、そのすべてを記載すること。

ロ　信書便物の送達に用いる送達手段

注　複数の提供区域又は区間において法第２条第７項第２号に係る特定信書便役務を提供する場合にあっては、提供区域又は区間ごとに記載すること。

ハ　信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

(5) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注　引受地又は配達地ごとに記載すること。

2　他に事業を行っているときは、その事業の種類

注　事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第19（第38条関係）

特定信書便事業休止（廃止）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

特定信書便事業を休止（廃止）したので、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第32条の規定により、届け出ます。

休止の年月日及び予定期間（廃止年月日）	

注　用紙の大きさは、日本工業規格A列４番とすること。

様式第20（第41条関係）

営業概況報告書

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

1　経営形態及び資本

<table>
<tr><td rowspan="3">経営形態
（該当事項を○で囲むこと。）</td><td rowspan="3">株式会社　合同会社
有限会社　個　人
合名会社　そ の 他
合資会社</td><td rowspan="3">資本</td><td>資本の額又は出資の総額</td><td>千円</td><td rowspan="3">株式</td><td>発行する株式の総数</td><td>株</td></tr>
<tr><td>当期中の増減額</td><td>千円</td><td rowspan="2">発行済株式の総数</td><td rowspan="2">株</td></tr>
<tr><td>株主(社員又は組合員数)</td><td>人</td></tr>
</table>

2　役員

	役職名	氏　名	常勤非常勤の別
取締役（理事）等			
監査役（監事）等			

３　行っている事業

事業の名称	従業者数（人）	営業収入（売上高）構成比率(%)	事業の名称	従業者数（人）	営業収入（売上高）構成比率(%)
			合　計		100%

注１　従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあっては、25 人日を１人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

２　他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第21（第41条関係）

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者

注　区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　　所
（ふりがな）
氏　　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

1　引受信書便物数実績

役　　務	引　受　物　数 (通)	営　業　収　入 (千円)
一般信書便役務		
特定信書便役務		
国際信書便の役務		
そ　の　他		
合　　計		

注1　役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。
　2　特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第７項に掲げる区分ごとに引受物数を計上すること。
　3　国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数を計上すること。

2　信書便差出箱設置数

信書便差出箱設置数	個

（　　　年３月31日現在）

注　一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第９条第１号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

３　紛失その他の事故の状況

紛　　失（件）	き　　損（件）

４　事業用不動産の一覧

名　　称	所 在 地	面積（㎡）	営業所の設置の有無

（　　　　年３月 31 日現在）

注１　事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

２　営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。）又は事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。）の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第 22（第 43 条関係）

（表）

（裏）

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋

第36条

２　総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注　大きさは、縦９センチメートル、横６センチメートルとする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第９号）

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく許可及び認可に係る審査基準を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）法　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）をいう。

（２）施行規則　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第２７号）をいう。

第２章　一般信書便事業

第１節　事業の許可

（趣旨）

第３条　法第６条の規定による一般信書便事業の許可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）

第４条　許可は、法第７条第１項の申請書及び同条第２項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

（１）信書便物の引受けの方法

ア　信書便差出箱の構造及び外観

(ア)構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。

(イ)信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。

(ウ)外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。

(エ)信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

イ　信書便差出箱の設置の方針

（ア）人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数が、次に掲げる市町村又は東京都の特別区の区分ごとに定められた率以上であること。

Ａ　東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２５２条の１９第１項に規定する指定都市　０．０００５

Ｂ　人口が１０万人以上である市(Ａに該当するものを除く。)　０．０００６

Ｃ　人口が２万５千人以上１０万人未満である市町村(Ｅに該当するものを除く。)　０．０００８

Ｄ　人口が２万５千人未満である市町村(Ｅに該当するものを除く。)　０．００１２

Ｅ　過疎地域自立促進特別措置法(平成１２年法律第１５号)第２条第１項に規定する過疎地域をその区域とする市町村　０．００１９

（イ）信書便差出箱の設置場所の決定方針が、次のいずれにも適合していること。

Ａ　各市町村内及び各特別区内の人口分布状況その他の事情から判断して、信書便差出箱の設置場所が偏ったものでないこと。

Ｂ　信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置するものであること。

ウ　信書便差出箱以外の引受けの方法

信書便差出箱を設置した上で、それ以外の方法によっても信書便物を引き受ける場合は、当該信書便物の引受けの方法が、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（２）信書便物の配達の方法

ア　一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合は、その日が次に掲げる日に該当すること。

（ア）国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日

（イ）１２月２９日から翌年の１月３日まで

（ウ）一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合は、当該曜日((ア)及び(イ)に掲げる日を除く。)

イ　一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合は、次に定める場合に限るものであること。

（ア）特に交通困難であるため周年又は一定期間内あて所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合

（イ）郵便法施行規則（平成１５年総務省令第５号）第１０条で定める建築物に在る者にあてて差し出された場合

（ウ）同一建物内又は同一構内に在る者にあてて差し出された場合（当該建物又は構内の管理者の

事務所又は受付に配達することが可能な場合に限る。)

(エ) 咬癖のある犬その他人に危害を与える動物をその建物の敷地内において飼育し、又はその活動を放置しているため、信書便の業務に従事する者の身体に危害の及ぶおそれがある場合において、その危険を防止する相当の措置が講ぜられないとき。

(オ) 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により配達することができない地域にあてて差し出された場合

(カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、信書便物をそのあて所に配達しないことにつき相当の事由がある場合

(3) 一般信書便物の送達日数

ア 信書便物の送達に利用できる交通手段が1日に1回以上ない離島から差し出され、又は当該離島にあてて差し出される場合は、2週間以内であること。

イ ア以外の離島から差し出され、又は当該離島にあてて差し出される場合は、5日以内であること。

ウ ア及びイ以外の場合は、3日以内であること。

(4) 事業収支見積書

ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。

イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。

(5) 信書便管理規程の概要

ア 信書便の業務を管理する者(以下「信書便管理者」という。)の事業場ごとの選任及び職務の概要が明確に記載され、かつ、職務に信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理が含まれていること。

イ 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法の概要が明確に記載されていること。

ウ 事故若しくは犯罪行為が発生した場合又は犯罪捜査に協力を求められた場合に、信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき措置の概要が明確に記載されていること。

エ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の概要が明確に記載されていること。

(6) 業務の一部の委託

信書便の業務の一部を委託する場合は、次のいずれにも適合していること。

ア 信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。

イ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されているものであること。

ウ 当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。

エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託するものではないこと。

(7) 他の一般信書便事業者等との協定又は契約

ア 他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、次のいずれにも適合していること。

(ア) 当該協定又は契約を締結する方が自ら当該協定又は契約に係る業務を実施するより経済的であることその他の当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。

(イ) 当該協定又は契約の内容が一般信書便役務を提供するためのものではないこと。

イ 外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、次のいずれにも適合していること。

(ア) 当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。

(イ) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。

(ウ) 法第3条第4号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地

域（関税法（昭和２９年法律第６１号）第２９条に規定する保税地域をいう。第２０条第４号において同じ。）が明確に定められているものであること。

（エ）当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約（平成１２年条約第９号）により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

（８）行政庁の許可等

信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。この場合においては、当該許可等を受けることを本件許可の停止条件とすること。

（９）資金計画

ア　事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。

イ　資金の調達に明確な裏付けがあること。

（１０）国際信書便の役務

外国において信書の送達の事業を行う場合は、当該事業に係る事業者が、当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。

第２節　事業計画の変更の認可

（審査基準）

第５条　法第１２条第１項の認可については、本章第１節の規定を準用する。

第３節　事業の譲渡し及び譲受けの認可

（審査基準）

第６条　法第１３条第１項の認可については、事業の全部を対象とした譲渡し及び譲受けに限り本章第１節の規定を準用する。

第４節　法人の合併及び分割の認可

（審査基準）

第７条　法第１３条第２項の認可については、本章第１節の規定を準用する。

第５節　事業の相続の認可

（審査基準）

第８条　法第１４条第１項の認可については、本章第１節の規定を準用する。

第６節　事業の休止及び廃止の許可並びに法人の解散の認可

（趣旨）

第９条　法第１５条第１項の許可又は同条第２項の認可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）

第１０条　許可又は認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

（１）許可を受けようとする者の事業の全部を休止し、又は廃止するものであること。

（２）当該事業の休止若しくは廃止又は法人の解散後に信書便差出箱に信書便物が差し出されることのないよう必要な措置を講じること。

（３）当該事業の休止若しくは廃止又は法人の解散までに引き受けたすべての信書便物の配達その他の処理を完了すること。

（４）前２号に掲げるもののほか、事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがないこと。

第７節　信書便約款の認可・変更の認可

（趣旨）

第１１条　法第１７条第１項の規定による信書便約款の認可又は変更の認可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）

第１２条　認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

（１）役務の名称及び内容

提供する役務の内容が明確に定められていること。

（２）引受けの条件

ア　信書便物として差し出すことができない物（法第４７条第１項各号に定めるものに限る。）、信書便物の大きさ及び重量の制限、包装の方法、あて名の記載方法並びに引受けの場所が適正かつ明確に定められていること。

イ　次に掲げる事項が定められていること。

（ア）信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができること並びに当該信書便物がアの信書便物として差し出すことができない物を内容として差し出された疑いがある場合は、郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第３１条（第１項を除く。）に定める措置と同様の措置をとることができること。

（イ）取扱中に係る信書便物がアの信書便物として差し出すことができない物を内容として差し出された疑いがある場合は、郵便法第３２条に定める措置と同様の措置をとることができること。

（３）配達の条件

ア　配達を行わない日、あて所に配達しない場合の条件及びその場合の配達方法が明確に定められ、かつ、事業計画に適合していること。

イ　誤配達をし、その旨の通知を受けた場合に速やかに当該信書便物を引き取った上で受取人たるべき者に配達すること、及び誤配達の旨の表示のある信書便物を信書便差出箱から取り集めた場合にも同様の措置をとることが定められていること。

（４）転送及び還付の条件

転送及び還付の条件が明確に定められ、かつ、それらの条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うことが定められていること。

（５）送達日数

送達日数が明確に定められ、かつ、事業計画に適合していること。

（６）料金の収受及び払戻しの方法

料金の収受及び払戻しの方法が明確に定められ、かつ、それらの方法が利用者の利便に配慮したものであること。

（７）送達責任の始期及び終期

送達責任の始期及び終期が明確に定められていること。

（８）損害賠償の条件

損害賠償の条件が明確に定められ、かつ、消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第８条及び第９条の規定に抵触しないものであること。

（９）その他信書便約款の内容として必要な事項

他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結して信書の送達の事業を行う場合は、当該協定又は契約に係る役務の責任に関する事項が明確に定められていること。

（１０）特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第８節　信書便管理規程の認可・変更の認可

（趣旨）

第１３条　法第２２条第１項の規定による信書便管理規程の認可又は変更の認可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）

第１４条　認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

（1）信書便管理者の選任等

ア　信書便管理者が、事業場ごとに信書便の業務の管理責任を果たすことのできる役職者から選任されるものであること。

イ　信書便管理者の職務内容が、信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理を含め、明確に定められていること。

（2）信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められていること。

（3）事故発生時等の措置

ア　事故若しくは犯罪行為が発生した場合又は犯罪捜査に協力を求められた場合に、信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき措置の具体的内容が明確に定められていること。

イ　取扱中に係る信書便物又は信書便物以外の物に対する押収等の捜査が行われる場合に、信書便物と信書便物以外の物を物理的に容易かつ明確に区分できる体制が確保されていること。

ウ　刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２２２条の規定に基づき、捜査機関が信書便物を押収する場合には、押収対象物を選別し、捜査機関に提供する旨定められていること。

（4）教育及び訓練

信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の内容が明確に定められていること。

（5）その他当該一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適切なものであること。

第９節　信書便の業務の一部の委託の認可

（趣旨）

第１５条　法第２３条第１項の規定による信書便の業務の一部の委託の認可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）

第１６条　認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

（1）信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。

（2）当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されているものであること。

（3）当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。

（4）当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託するものではないこと。

第１０節　他の一般信書便事業者との協定等の認可

（趣旨）

第１７条　法第２４条第１項の規定による他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の認可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）

第１８条　認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。
（１）当該協定又は契約を締結する方が自ら当該協定又は契約に係る業務を実施するより経済的であることその他の当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
（２）当該協定又は契約の内容が一般信書便役務を提供するためのものではないこと。

第１１節　外国信書便事業者との協定等の認可

（趣旨）
第１９条　法第２５条の規定による外国信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の認可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）
第２０条　認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。
（１）外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。
（２）当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。
（３）当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
（４）法第３条第４号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。
（５）当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

第３章　特定信書便事業

第１節　事業の許可

（趣旨）
第２１条　法第２９条の規定による特定信書便事業の許可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）
第２２条　許可は、法第３０条第１項の申請書及び同条第２項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。
（１）信書便物の引受け及び配達の方法
提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
（２）法第２条第７項第２号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等
ア　提供区域又は区間及び信書便物の送達に用いる送達手段が、当該区域又は区間において信書便物の送達に用いる経路のうち、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して当該送達に用いる送達手段で当該経路を移動した場合に通常要する時間が最も長い経路を道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して移動した場合に要する時間並びに信書便物の引受け及び区分に要する時間を勘案し、信書便物の差出しから３時間以内に送達するものとして適切なものであること。
イ　信書便物の送達が車両によって行われる場合は、事業計画が道路交通法第２２条の２第１項に規定する最高速度違反行為、同法第６６条の２第１項に規定する過労運転及び同法第７５条第１項第７号に規定する自動車を離れて直ちに運転できない状態にする行為の防止の規定、同法第７４条の３に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施の規定その他の同法及び同法に基づく命令の規定を遵守して信書便物を送達するものとして適切なものであること。
（３）事業収支見積書
第４条第４号によること。

（4）信書便管理規程の概要

　　第４条第５号によること。

（5）業務の一部の委託

　　第４条第６号によること。

（6）他の一般信書便事業者等との協定又は契約

　　第４条第７号（イ（エ）を除く。）によること。

（7）特定信書便役務の内容

　　提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第２条第７項各号の規定に適合すること。

（8）行政庁の許可等

　　第４条第８号によること。

（9）資金計画

　　第４条第９号によること。

（１０）国際信書便の役務

　　第４条第１０号によること。

第２節　事業計画の変更の認可

（審査基準）

第２３条　法第３３条によって準用される法第１２条第１項の認可については、本章第１節の規定を準用する。

第３節　事業の譲渡し及び譲受けの認可

（審査基準）

第２４条　法第３３条によって準用される法第１３条第１項の認可については、事業の全部を対象とした譲渡し及び譲受けに限り本章第１節の規定を準用する。

第４節　法人の合併及び分割の認可

（審査基準）

第２５条　法第３３条によって準用される法第１３条第２項の認可については、本章第１節の規定を準用する。

第５節　事業の相続の認可

（審査基準）

第２６条　法第３３条によって準用される法第１４条第１項の認可については、本章第１節の規定を準用する。

第６節　信書便約款の認可・変更の認可

（審査基準）

第２７条　法第３３条によって準用される法第１７条第１項の認可又は変更の認可については、第２章第７節（第１２条第３号アを除く。）の規定を準用する。この場合において、第１２条第５号は「送達日数が明確に定められていること。」と読み替えるものとする。

第７節　信書便管理規程の認可・変更の認可

（審査基準）

第２８条　法第３３条によって準用される法第２２条第１項の認可又は変更の認可については、第２章第８節の規定を準用する。

第８節　信書便の業務の一部の委託の認可

（審査基準）

第２９条　法第３３条によって準用される法第２３条第１項の認可については、第２章第９節の規定を準用する。

第９節　他の一般信書便事業者との協定等の認可

（審査基準）

第３０条　法第３３条によって準用される法第２４条第１項の認可については、第２章第１０節の規定を準用する。

第１０節　外国信書便事業者との協定等の認可

（審査基準）

第３１条　法第３３条によって準用される法第２５条の認可については、第２章第１１節（第２０条第５号を除く。）の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

この訓令は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年５月２３日総務省訓令第２８号）

この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成１６年法律第９０号）附則第１条第４号に規定する規定の施行の日（平成１８年６月１日）から施行する。

附　則（平成１９年９月２１日総務省訓令第４０号）

この訓令は、郵政民営化法（平成１７年法律第９７号）の施行の日（平成１９年１０月１日）から施行する。

○民間事業者による信書の送達に関する法律第四十七条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件（平成15年総務省告示第203号）

民間事業者による信書の送達に関する法律第四十七条第一項第一号の総務大臣の指定するものは、昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件）に定める物とする。この場合において、九の項中「郵便物」とあるのは、「信書便物」と読み替えるものとする。

（参考）

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第十二条（郵便禁制品）　左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一　爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

○郵便法第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件

（昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号）

一、爆発性の物

(一)発火剤類

発火剤、せん光剤、発えん剤、発煙剤及びテルミツト

(二)火薬類

１．硝酸塩及びこれを主とする有煙火薬（猟用若しくは鉱山用黒色火薬、アンモン火薬の類）

２．ニトロセルローズ及びこれを主とする無煙火薬（猟用無煙火薬の類）

３．ニトロセルローズとニトログリセリンとの結合物を主とする無煙火薬

(三)爆薬類

１．雷酸塩（雷こうの類）及び窒水素酸塩（窒化鉛の類）並びにこれらを主とする起爆薬

２．硝酸塩、塩素酸塩及び過塩素酸塩並びにこれらを主とする爆薬（硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリツトの類）

３．硝酸エステル（綿薬、硝酸でん粉、四硝酸ペンタエリスリツトの類）及びこれを主とする混和物

４.ニトログリセリン及びニトログリコール並びにこれらを主とする爆薬（各種のダイナマイトの類）

５．ニトロ化合物（トリニトロベンゾール、トリニトロトルオール、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゾール、テトリール、トリニトロアニソール、ヘキサニトロヂフエニルアミン、トリメチレントリニトロアミンの類）及びこれを主とする混和物

(四)火工品類

実包、空包、薬筒、薬包、弾薬筒、雷管、信管、火管、爆管、門管、導火線、導爆線、煙火、玩具煙火及びその他火薬若しくは爆薬を使用した火工品

(五)その他

メタアクリル酸メチルエステル、亜塩素酸塩（ネオシロツクスの類）及びこれを主とする製品

二、発火性の物

発火合金類、還元鉄、還元ニツケル、過マンガン酸カリ、黄りん、赤りん、硫化りん、マツチ、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム粉、アルミニウム粉、真ちう粉、亜鉛粉、銅粉、生石灰、過酸化物（過酸化鉛、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、過酸化カリの類）、カーバイト、りん化石灰及びハイドロサルフアイト

三、引火性の物

(一)引火点摂氏三〇度以下のもの

(二)前号以外のもので次に掲げるもの

１　石油類（石油エーテル、ガソリン、石油ベンジン、天然ガス分離油、頁岩油、石炭液化油、タール類分りう油の類で引火点摂氏三〇度以下のもの）を主とする塗料、接合剤その他の製品（ラツカー、

ラバーセメント、アスファルトプライマーの類)
2　アルコール類(メタノール、ブタノール及び変性アルコールを含む。)及びこれを六〇パーセント以上含有する香粧品、酒類その他の製品
3　コロジオン、ソルベントナフタ(コールタールナフタ)、テレビン油、しよう脳、松根油及びクレオソート油

四、可燃性ガス
ブタン、プロパン、アセチレン、塩化ビニールモノマその他の可燃性ガス

五、強酸化性の物
過酸化水素水(容量二〇パーセント以上のもの)

六、有毒若しくは悪臭ガス又は蒸気を発する物
毒ガス類(イペリツト、ルイサイト、アダムサイトの類)、硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、無水塩化アルミニウム、クロルベンゾール、クロルベンジル、クロルアセチル、クロルピクリン、ブロム、ブロムベンジル、五塩化りん、塩化硫黄、塩化第二すず、塩化スルフリル、アクロレイン、四塩化チタン及び四塩化けい素

七、有毒性の物
1　オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤(シユラーダンＯＭＰＡ、ペストツクス三の類)
2　四アルキル鉛(四エチル鉛、四メチル鉛の類)及びこれを含有する製剤
3　ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤(パラチオン、ホリドールの類)
4　ジメチルエチルメルカプトエチルホスフエイト及びこれを含有する製剤(メチルジメトン、メタシストツクスの類)
5　ジメチル－(ジエチルアミド－一－クロルクロトニル)－ホスフエイト及びこれを含有する製剤(ホスフアミドンの類)
6　ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤(メチルパラチオンの類)
7　テトラエチルピロホスフエイト及びこれを含有する製剤(テツプ、ニツカリンＰの類)
8　モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤(モノフルオール酢酸ナトリウム、フラノトールの類)
9　モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤(フツソールの類)
10　燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤(ホストキシンの類)

八、強酸類
発煙硫酸、無水硫酸、硫酸、発煙硝酸、硝酸、無水りん酸(五酸化りん)クロルスルホン酸、ふつ化水素酸、塩酸及びぎ酸

九、放射性物質等
危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。)第二条第一号トに規定する放射性物質等。ただし、次に掲げるすべての条件を満たして差し出すもの(爆発性を有するものを除く。)を除く。
(一)昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号(船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示)第四条に規定するものであり、かつ、同条第一号及び第二号に規定するものについては、放射能の量が、当該各号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各表の下欄(同条第二号の表にあつては、中欄及び下欄)に掲げる量の十分の一を超えないものであること。
(二)規則第八条第四項、第七十三条及び第八十三条第一項の規定に適合するように容器に収納し、又は包装したものであること。
(三)郵便物の表面に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の文字、国連番号並びに差出人の氏名又は名称及び住所又は居所を規則第八条第一項、第九条及び第九十三条の規定に適合するように表示したものであること。
(四)規則第十七条に規定する危険物明細書を添えて差し出すものであること。

○信書に該当する文書に関する指針（平成15年総務省告示第270号）

改正：平成19年9月26日総務省告示第538号

１　目的

この指針は、民間事業者による信書の送達事業の許可制度を実施するに当たり、許可を要する民間事業者の範囲を明らかにするために、郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第１項に規定された信書の定義に基づき、信書の考え方を明らかにするとともに、信書に該当する文書を分かりやすく示すことを目的とする。

２　基本的な考え方

（1）信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要がある。また、信書の送達に当たっては、日本国憲法第２１条第２項で保障するところにより信書の秘密が確保されなければならない。このようなことから、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律においては、取扱中に係る信書の秘密は侵してはならない等の規定を設け、信書の送達を保護しているものである。

（2）「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。

ア　「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことである。文書自体に受取人が記載されている場合には、差出人が「特定の受取人」にあてたことが明らかであるが、その記載がないものであっても、受取人が記載されていない手紙文などのようにその内容から受取人が省かれていることが分かる場合には、包装に記載されたあて名によって受取人が具体的になることから、「特定の受取人」にあてたものとなる。

また、受取人は、民法上の自然人、法人に限定されるものでなく、法人格のない団体や組合等も含まれ、一人であっても複数人であっても具体的に定まっていればよい。

イ　「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることである。

一般的に、個人がその意思を表示し、又は事実を通知する文書を特定の受取人に送付する場合は、その文書が信書に該当することは明らかであるが、同一内容で大量に作成された文書を個々の受取人に対して送付する場合であっても、内容となる文書が特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものであれば、信書に該当する。

ウ　「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことである。

文書の記載手段は、筆書に限られず、印章、タイプライター、印刷機、コピー機、プリンター等によるものでもよく、また、文書を記載する素材は、紙のほか木片、プラスチック、ビニール等有体物であればよい。

なお、電磁的に記録されたフロッピーディスク、コンパクトディスク等は、そこに記載された情報が、人の知覚によって認識することができないものであるので、これらを送付しても郵便法第４条第２項に規定する信書の送達には該当しない。

３　信書に該当する文書の例

（１）書状

書状は、考えや用件などの意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

（２）請求書の類

請求書は、代金を請求するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

（類例）納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書

（３）会議招集通知の類

会議招集通知は、会議への出席を要請するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

（類例）結婚式等の招待状、業務を報告する文書

（４）許可書の類

許可書は、許可するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

（類例）免許証、認定書、表彰状

（５）証明書の類

証明書は、ある事項が真実であることや間違いがないことの事実を通知し、又は意思を表示する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

（類例）印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し

（６）ダイレクトメール

ア　商品などの広告を内容として同一内容の文書を多数の受取人にあてて差し出す形態をとるいわゆるダイレクトメールについては、その差出人が特定の受取人を選別し、その者に対して商品の購入等を勧誘する文書を送付する場合には、一般的に特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書となるので、信書に該当する。

具体的には、文書自体に個々の受取人が記載されている場合、その記載がない場合であっても、商品の購入等利用関係があることを示す文言や契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思の表示又は事実の通知である旨の文言その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている場合は、信書に該当する。

イ　しかしながら、例えばその内容が公然あるいは公開たりうる事実のみであり、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのような場合、専ら店頭における配布を前提と

して作成されるパンフレットやリーフレットのような場合には、それらが差し出される場合にも特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書には該当しない。

4　信書に該当しない文書の例

（1）書籍の類

書籍は、広く一般に対して発行されるものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

(類例）新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター

（2）カタログ

ここにいう「カタログ」とは、必要なときに商品を選択して注文するためのもので、系統的に編さんされた商品、申込方法、商品の広告等が印刷された商品紹介集（一般的には冊子としたもの）である。

カタログは、利用者一般に対して発行されるものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

（3）小切手の類

小切手は、流通性を有する証券であって、そこに記載された文書は、証券が流通する際に必要とされる事項を記載したものであり、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではないので、信書には該当しない。

(類例）手形、株券

（4）プリペイドカードの類

プリペイドカードは、金銭の支払手段として使用するために発行されるものであり、そこに記載された文書は、一般的にはそれを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例）商品券、図書券

（5）乗車券の類

乗車券は、鉄道やバスなどの交通機関に乗るために発行されるものであり、そこに記載された文書は、一般的には乗車する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例）航空券、定期券、入場券

（6）クレジットカードの類

クレジットカードは、金銭の支払手段としての機能を有する物であるので、そこの記載文が物と密接に関連している場合には、信書には該当しない。

(類例）キャッシュカード、ローンカード

（7）会員カードの類

会員カードは、会員であることを確認する等の機能を有する物であり、そこに記載された文書は、当該カードを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

（類例）入会証、ポイントカード、マイレージカード

5　添え状・送り状

運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならないが、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでないこととされている（郵便法第４条第３項）。

（1）この規定は、添え状・送り状が受取人や運送営業者にとって貨物の点検等を行う場合に有益な文書であり、貨物を送付する際に添付されることが必要と認められることから設けられたものである。したがって、添え状・送り状は、貨物という送付の主体があって、その送付に関する事項が記載された文書が従として添えられる場合に限られるものである。

（2）「添え状」とは、送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書及び当該貨物の送付と密接に関連した次に掲げる簡単な通信文で当該貨物に従として添えられるもののことである。

ア　貨物の送付に関して添えられるその処理に関する簡単な通信文

イ　貨物の送付目的を示す簡単な通信文

ウ　貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文

エ　貨物の送付に関して添えられるあいさつのための簡単な通信文

オ　その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であって、上記アからエまでに掲げる事項に類するもの

（3）「送り状」とは、貨物を送付したことを通知する案内書のことであり、具体的には、送付される貨物の種類、重量、容積、荷造りの種類、個数、記号、代価、受取人並びに差出人の住所及び氏名等当該貨物の送付に関する事項が必要に応じて記載されたもののことである。

6　その他

本指針で掲げた信書に該当する文書等の例は、現状での具体的な事例を踏まえたものであるが、今後の信書の利用状況に応じて、これを見直し、新たな例の追加等を行うものとする。

「信書に該当する文書に関する指針」Q＆A集

平成 25 年 5 月 27 日更新

※以下は、総務省に特に多く寄せられた問合せに対する一般的な回答を記載したものです。

１　総論

Q1　法人あての文書も信書になるのですか（「特定の受取人」にあてた文書にならないのではないですか）

受取人は、民法上の自然人であるか法人であるかを問いません。差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めてあれば、「○○会社　御中」と記載したとしても、それは○○会社に対する意思の表示又は事実の通知をしていることとなるため、信書に該当します。

Q2　会社内での他部署あての文書も信書になるのですか

会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当します。（よくある質問 Q1、Q3 参照）

Q3　個人情報が含まれている文書は全て信書になるのですか

信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。（よくある質問 Q3 参照）

Q4　封筒に「親展」と記載された場合はすべて信書になるのですか

封筒に「親展」の記載があるからといって必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して、意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。

Q5　電磁的記録物はなぜ信書ではないのですか

電磁的記録物（例：情報を CD、DVD、USB メモリ等に電子データとして記録したもの）は、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないことから、「文書」とはならないため、信書に該当しません。

※　文書とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことをいいます。

２　よくある質問

Q1　特定の方ではなく、ご覧になる方一般向けに作成したお知らせ文書は信書に該当しますか？

特定の方ではなく、ご覧になる方一般に向けて意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当しません。

（例）・来店した顧客に手渡すなどにより不特定の者に配布されている店舗移転のお知らせを他の顧客に送付する場合

・店舗やロビー等に置いて関心を持った者に自由に持ち帰らせるなど不特定の者に配布されているイベント・セミナー等の案内チラシを取引先に送付する場合

一方、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

※　ホームページや新聞等に掲載した内容と同一内容の文書であっても、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

（例）・会員限定のセールの開催案内を会員に送付する場合

・顧客を対象としたイベント・セミナー等への参加を勧誘したり、依頼する文書を取引先に送付する場合

また、意思を表示したり、事実を通知する文書であっても、例えば、会社から各従業員に対する文書を本社において全従業員分を一括作成し、支店等に所属する従業員分をまとめて送付する場合には、本社からその支店等への送付については、これにより会社が意思を表示したり、事実を通知するものではないため、信書の送達には該当しません。(その文書によって会社が意思を表示したり、事実を通知するのは、支店等においてその文書を各従業員に交付する際です。)

(例) 本社で作成した全従業員分の給与明細を支店等の給与担当者に送付する場合

Q2 自己の証明書のコピーを家族に送付することは、信書の送達に該当しますか?

免許証、資格等の認定書、検査などの結果を通知する検査成績票や商品の品質証明書など証明書や許可書の類については、その許可や証明等を行う者からその許可や証明等を受ける者に対して送付する場合は、差出人から特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、信書の送達に該当します。

一方、許可や証明を受けてその許可書や証明書等を受領した者が、その証明書の原本やコピーを他所へ送付する場合は、信書の送達に該当しません。

(例) ・契約書の写しを支店から本社法務担当部署に送付する場合
・旅行申込書の控えを旅行会社から申し込んだ顧客に送付する場合
・納品伝票の写しを納品業者に返送する場合

Q3 支店等において受付処理をした顧客・取引先から会社あての契約申込書や請求書を支店等から本社に送付することは、信書の送達に該当しますか?

顧客・取引先から会社あての契約申込書や請求書は、会社に対して顧客・取引先の意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、顧客・取引先の意思の表示又は事実の通知が会社に到達すれば信書の送達は完了することになります。

会社あての契約申込書や請求書について、当該会社の支店等で受付処理をしているのであれば、支店等が受け付けた時点で顧客・取引先の意思の表示又は事実の通知が会社に到達し、信書の送達が完了することとなるため、当該契約申込書や請求書をそのまま支店等から本社に送付する場合は、信書の送達には該当しません。

なお、受け付けた契約申込書や請求書に付記、添付する等により、本社に対して申込書の審査をしてほしい、取引先に代金を支払ってほしい等という支店等の意思が表示されたものを支店等から本社に送付する場合は、信書の送達に該当します。

Q4　受け取った文書を差出人に返送する場合は、信書の送達になりますか？

ご指摘の事例では、信書に該当する場合と該当しない場合があります。

例えば、未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書とはならないため、信書に該当しませんが、その申込用紙を受け取った申込人が、必要な事項を記入した上で企業等に送付する場合は、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

（例）　求人応募のため、応募人が履歴書を企業に送付する場合は、特定の受取人（企業）に対する差出人（応募人）の事実（経歴等）を通知した文書となるため、信書に該当しますが、企業が応募人に対し履歴書を返送する場合は、履歴書自体に差出人（企業）の事実の通知がないため、信書に該当しません。

（※ただし、合否の通知とともに送付する場合は、合否の通知自体が信書となります。）

Q5　どのような文書が添え状・送り状に該当しますか？

貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状・送り状は、信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます。（郵便法第４条第３項）

貨物の処理に関する簡単な通信文

平成○○年○月○日

○○　様

△△商店

拝啓　毎々格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、第○回頒布品をお届け申し上げますので、お手数ですが、今月中に会員の皆様にお配りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

貨物の送付目的を示す簡単な通信文

平成○○年○月○日

○○　様

△△協会

「△△協会史」の謹呈について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、△△協会設立20周年記念事業のひとつとして、「△△協会史」の出版が企画されておりましたが、××先生をはじめ編さん委員各位のご尽力により、ここに刊行をみることとなりました。
ご高覧をいただき、今後とも本協会にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文

納品書

○○　様

株式会社××商会

請求書

○○　様

株式会社××商会

品名	数量	金額
○○	○	○○円
	合計	○○円

貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文

○○　様

ご結婚おめでとうございます。先を越されたことが悔しいですが、心から祝福します。
お祝いに花束を贈りますので、新居に飾ってくださいね。

□□より

3 具体的な事例について

Q1　車検証は信書に該当しますか？

車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車が保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。

一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。

（類例）血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

Q2　市販されている製品の取扱説明書は信書に該当しますか？

市販されている製品の取扱説明書は、広くその製品の使用者一般に対し、その製品の使用方法や使用上の注意などの意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないため、信書には該当しません。

（類例）市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書、約款、目論見書

Q3　顧客に送る商品サンプルは信書に該当しますか？

商品サンプルは、文書に該当しないため、信書には該当しません。

（類例）鍵、カードキー、花束

Q4　履歴書は信書に該当しますか？

履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

一方、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、会社から応募者へ情報を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

Q5　論文は信書に該当しますか？

論文は、一般的に、広く一般に自らの考えや研究成果を知らしめるために作成される文書であるため、信書には該当しません。

（類例）作文、卒業論文、俳句、裁判記録、講習会冊子

Q6　施工主に送る設計図は信書に該当しますか？

設計図は、製作に携わる者が参照するために作成されるものであれば、特定の者に対し意思を表示し又は事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

Q7　各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

２　この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

３　この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

４　この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

５　この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、

その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6　この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（基本理念）

第三条　個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章　国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条　国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章　個人情報の保護に関する施策等

第一節　個人情報の保護に関する基本方針

第七条　政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三　地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四　独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五　地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六　個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七　個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節　国の施策

（地方公共団体等への支援）

第八条　国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき

措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理のための措置）
第九条　国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）
第十条　国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節　地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）
第十一条　地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
２　地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（区域内の事業者等への支援）
第十二条　地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）
第十三条　地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節　国及び地方公共団体の協力

第十四条　国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章　個人情報取扱事業者の義務等

第一節　個人情報取扱事業者の義務

（利用目的の特定）
第十五条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
２　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）
第十六条　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
２　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
３　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一　法令に基づく場合
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難で

あるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第十七条　個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保）

第十九条　個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十条　個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十一条　個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第二十二条　個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行

わなければならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2　個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一　第三者への提供を利用目的とすること。

二　第三者に提供される個人データの項目

三　第三者への提供の手段又は方法

四　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3　個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5　個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十四条　個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一　当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二　すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三　次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求めら

れたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二　第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

３　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第二十五条　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　他の法令に違反することとなる場合

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

３　他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第二十六条　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十八条　個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条　個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

３　開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

４　個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十条　個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第三十一条　個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（報告の徴収）

第三十二条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）

第三十三条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十四条　主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条ま

で又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2　主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣の権限の行使の制限）

第三十五条　主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2　前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（主務大臣）

第三十六条　この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一　個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二　個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2　内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3　各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節　民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第三十七条　個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

一　業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理

二　個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三　前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2　前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第三十九条　主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一　第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二　第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三　第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（廃止の届出）

第四十条　第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

２　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（対象事業者）

第四十一条　認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

２　認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

（苦情の処理）

第四十二条　認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

２　認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

３　対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（個人情報保護指針）

第四十三条　認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨

に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。
２　認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

（目的外利用の禁止）
第四十四条　認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）
第四十五条　認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（報告の徴収）
第四十六条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）
第四十七条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）
第四十八条　主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一　第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二　第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
三　第四十四条の規定に違反したとき。
四　前条の命令に従わないとき。
五　不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。
２　主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（主務大臣）
第四十九条　この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。
一　設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等
二　前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等
２　内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章　雑則

（適用除外）
第五十条　個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全

部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。
一　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）　報道の用に供する目的
二　著述を業として行う者　著述の用に供する目的
三　大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者　学術研究の用に供する目的
四　宗教団体　宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
五　政治団体　政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
２　前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
３　第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）
第五十一条　この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限又は事務の委任）
第五十二条　この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（施行の状況の公表）
第五十三条　内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
２　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（連絡及び協力）
第五十四条　内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）
第五十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則
第五十六条　第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条　第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

２　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十五条の規定に違反した者

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一五年五月三〇日法律第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

附　則　（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

附　則　（平成二一年六月五日法律第四九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定　この法律の公布の日

○信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成２０年総務省告示第１５４号）

（目的）

第１条　このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）の規定に基づき、並びに個人情報の保護に関する基本方針（平成１６年４月２日閣議決定）にのっとり、信書便事業分野における事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。

（定義）

第２条　このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　個人情報　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

二　個人情報データベース等　個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ　イに掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

三　個人データ　個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

四　保有個人データ　個人情報の保護に関する法律第２条第３項に規定する個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。

イ　当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの。

(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

ロ　六ヶ月以内に消去する（更新することを除く。）こととなるもの。

五　本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

六　事業者　個人情報の保護に関する法律第２条第３項に規定する個人情報取扱事業者のうち、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者をいう。

（一般原則）

第３条　本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用されるものとする。

２　事業者は、個人情報の保護に関する法律の規定及び信書の秘密の保護に係る民間事業者による信書の送達に関する法律第５条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

（利用目的の特定）

第４条　事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

２　事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第５条　事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

２　事業者は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

３　前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

４　前項の規定にかかわらず、事業者は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の正当な事由がある場合を除いては、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。

（適正な取得）

第６条　事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第７条　事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

２　事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前３項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保）

第８条　事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第９条　事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

一　個人情報保護管理者の設置

二　個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備

三　個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用

四　個人データ取扱台帳の整備

五　個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善

六　事故又は違反への対処に関する手続の策定

３　事業者は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

一　雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託者と受託者間での非開示契約の締結

二　従業者に対する内部規程等の周知、教育、訓練の実施

４　事業者は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

一　入退館（室）管理の実施

二　盗難等に対する対策

三　機器、装置等の物理的な保護

５　事業者は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

一　個人データへのアクセスにおける識別と認証

二　個人データへのアクセス制御

三　個人データへのアクセス権限の管理

四　個人データのアクセスの記録

五　個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策

六　個人データの移送・通信時の対策

七　個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

八　個人データを取り扱う情報システムの監視

（従業者の監督）

第１０条　事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　従業者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（委託先の監督）

第１１条　事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。

３　事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。

一　個人データの安全管理に関する事項。例えば、次に掲げる事項。

イ　個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項

ロ　委託契約範囲外の加工、利用の禁止

ハ　委託契約範囲外の複写、複製の禁止

ニ　委託処理期間

ホ　委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項

二　個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度

三　委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認

四　委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置

五　個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

六　個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲

４　事業者から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（プライバシーポリシー）

第１２条　事業者は、プライバシーポリシー（当該事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。

（第三者提供の制限）

第１３条　事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

２　事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一　第三者への提供を利用目的とすること。

二　第三者に提供される個人データの項目

三　第三者への提供の手段又は方法

四　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

３　事業者は、前項第２号又は第３号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

４　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前３項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

５　事業者は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

６　事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る民間事業者による信書の送達に関する法律第５条その他の関連規定を遵守しなければならない。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第１４条　事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一　当該事業者の氏名又は名称

二　すべての保有個人データの利用目的（第７条第４項第１号から第３号までに該当する場合を除く。）

三　次項、次条第１項、第１６条第１項又は第１７条第１項若しくは第２項の規定による求めに応じる手続（第２０条第２項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む）

四　前３号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として次に掲げるもの

イ　当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

ロ　当該事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

２　事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二　第７条第４項第１号から第３号までに該当する場合

３　事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第１５条　事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　他の法令に違反することとなる場合

２　事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

３　他の法令の規定により、本人に対し第１項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第１６条　事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

２　事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第１７条　事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第５条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第６条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第１３条第１項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　事業者は、第１項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第１８条　事業者は、第１４条第３項、第１５条第２項、第１６条第２項又は前条第３項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第１９条　事業者は、第１４条第２項、第１５条第１項、第１６条第１項又は第１７条第１項若しくは第２項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、次の各号に掲げるとおり、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

一　開示等の求めの申出先

二　開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

三　開示等の求めをする者が本人又は第３項に規定する代理人であることの確認方法

四　次条第１項の手数料の徴収方法

２　事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めを

することができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
３　開示等の求めは、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第１５条第１項の規定による開示の求めについては、本人の具体的な委任によらない代理人に開示することにより、本人の信書の秘密を侵害する等、同項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
一　未成年者又は成年被後見人の法定代理人
二　開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人
４　事業者は、前３項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）
第２０条　事業者は、第１４条第２項の規定による利用目的の通知又は第１５条第１項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
２　事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（事業者による苦情の処理）
第２１条　事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
２　事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（漏えい等が発生した場合の対応）
第２２条　事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知しなければならない。
２　事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表しなければならない。
３　事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を総務省に直ちに報告しなければならない。

（小規模事業者による個人情報の取扱い）
第２３条　民間事業者による信書の送達に関する法律第２条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者のうち、事業者に該当しない個人情報を取り扱う者についても、このガイドラインに準じて、その適正な取扱いの確保に努めなければならない。

附　則

このガイドラインは、社会経済情勢の変化及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、その見直しについて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律関係参照条文

目次

信書便法参照条文

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第一条（この法律の目的）　この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条（郵便の実施）　郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が行う。

第四条（事業の独占）　会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

２　会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

３　運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

４　何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。

第七十六条（事業の独占を乱す罪）　第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

２　前項の場合において、金銭物品を収得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

○国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）（抄）

第二条　「国民の祝日」を次のように定める。

元　　日	一月一日	年のはじめを祝う。
成人の日	一月の第二月曜日	おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	四月二十九日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。
憲法記念日	五月三日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
みどりの日	五月四日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	五月五日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
海の日	七月の第三月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。
敬老の日	九月の第三月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し､長寿を祝う。
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。
体育の日	十月の第二月曜日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。
文化の日	十一月三日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	十一月二十三日	勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。
天皇誕生日	十二月二十三日	天皇の誕生日を祝う。

第三条　「国民の祝日」は、休日とする。

２　「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない

日を休日とする。
３　その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）
第十三条　行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
一　次のいずれかに該当するとき　聴聞
イ　許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
ロ　イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ハ　名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
ニ　イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
二　前号イからニまでのいずれにも該当しないとき　弁明の機会の付与
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
一　公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
二　法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
三　施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
四　納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
五　当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。
（聴聞の通知の方式）
第十五条　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
二　不利益処分の原因となる事実
三　聴聞の期日及び場所
四　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
２　（略）
３　行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（参加人）
第十七条　第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
２・３　（略）
（聴聞の主宰）
第十九条　聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
一　当該聴聞の当事者又は参加人
二　前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
三　第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
四　前三号に規定する者であったことのある者
五　第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
六　参加人以外の関係人

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）
（審議会等）
第八条　第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

信書便法施行規則参照条文

○国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）（抄）
第二条　「国民の祝日」を次のように定める。

元日	一月一日	年のはじめを祝う。
成人の日	一月の第二月曜日	おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
昭和の日	四月二十九日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。
憲法記念日	五月三日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
みどりの日	五月四日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	五月五日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
海の日	七月の第三月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。
敬老の日	九月の第三月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。
体育の日	十月の第二月曜日	スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。
文化の日	十一月三日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	十一月二十三日	勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。
天皇誕生日	十二月二十三日	天皇の誕生日を祝う。

第三条　「国民の祝日」は、休日とする。
２　「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
３　その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（外国為替相場）
第七条　財務大臣は、本邦通貨の基準外国為替相場及び外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場を定め、これを告示するものとする。
２・３　（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）
第二百五十二条の十九　政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。
一　児童福祉に関する事務
二　民生委員に関する事務
三　身体障害者の福祉に関する事務
四　生活保護に関する事務
五　行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
五の二　社会福祉事業に関する事務
五の三　知的障害者の福祉に関する事務
六　母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
六の二　老人福祉に関する事務
七　母子保健に関する事務
七の二　介護保険に関する事務
八　障害者の自立支援に関する事務
九　食品衛生に関する事務
十　精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
十一　結核の予防に関する事務
十二　土地区画整理事業に関する事務
十三　屋外広告物の規制に関する事務
２　（略）

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

（過疎地域）
第二条　この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。
一　次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下「三十五年間人口減少率」という。）が〇・三以上であること。

ロ　三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二四以上であること。

ハ　三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一五以下であること。

ニ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

二　次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

ハ　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

ニ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

附　則

（この法律の失効）

第三条　この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

信書便法審査基準参照条文

〇郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抄）

第三十一条（引受けの際の説明申告及び開示）　会社は、郵便物の引受けの際、郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることができる。

２　前項の場合において、郵便物が差出人の説明と異なりこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、会社は、差出人にその開示を求めることができる。

３　差出人が第一項の説明又は前項の開示を拒んだときは、会社は、その郵便物の引受けをしないことができる。

第三十二条（取扱中に係る郵便物の開示）　会社は、その取扱中に係る郵便物がこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人

にその開示を求めることができる。

２　差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、会社は、その郵便物を開くことができる。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

第四十三条（高層建築物に係る郵便受箱の設置）　階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所の用に供する建築物で総務省令で定めるものには、総務省令の定めるところにより、その建築物の出入口又はその付近に郵便受箱を設置するものとする。

○郵便法施行規則（平成十五年一月十四日総務省令第五号）（抄）

（郵便受箱を設置すべき建築物）

第十条　法第四十三条の総務省令で定める建築物は、階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所（以下「住宅等」という。）の用に供する建築物であって、次に掲げるもの以外のものとする。

一　当該建築物の出入口又はその付近に当該建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができる当該建築物の管理者の事務所又は受付（当該事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものの受取を拒むものを除く。）があるもの

二　住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるもの

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（保税地域の種類）

第二十九条　保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）（抄）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条　次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一　事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二　事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

四　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

五　消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

２　前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一　当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二　当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵

により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条　次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一　当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの　当該超える部分

二　当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの　当該超える部分

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抄）

第百条　裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

２　前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

３　前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第二百二十二条　第九十九条第一項、第百条、第百二条から第百五条まで、第百十条から第百十二条まで、第百十四条、第百十五条及び第百十八条から第百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十条、第百十一条の二、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十一条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。但し、司法巡査は、第百二十二条から第百二十四条までに規定する処分をすることができない。

２～７　（略）

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示）

第二十二条の二　車両の運転者が前条の規定に違反する行為（以下この条及び第七十五条の二第一項において「最高速度違反行為」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）の業務に関してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

２　（略）

（過労運転に係る車両の使用者に対する指示）

第六十六条の二　車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為（以下この条及び第七十五条の二第一項において「過労運転」という。）を当

該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

２　（略）

（安全運転管理者等）

第七十四条の三　自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を経営する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

２　安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

３　前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

４　自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

５　自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

６　公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。

７　自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

８　自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

（罰則　第一項、第四項及び第六項については第百二十条第一項第十一号の三、第百二十三条　第五項については第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条）

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条　自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六　（略）

七　自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

２～11　（略）

○信書便事業における許認可に係る標準処理期間（平成15年総務省訓令第10号）

許認可の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間
《一般信書便事業》	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成１４年法律第９９号)		
事業の許可		第6条	1～2か月
事業計画の変更の認可		第１２条第1項	1～2か月
事業の譲渡し及び譲受けの認可		第１３条第1項	0．5～1か月
法人の合併及び分割の認可		第１３条第2項	0．5～1か月
事業の相続の認可		第１４条第1項	0．5～1か月
事業の休止及び廃止の許可		第１５条第1項	0．5～1か月
法人の解散の認可		第１５条第2項	0．5～1か月
信書便約款の設定・変更の認可		第１７条第1項	1～2か月
信書便管理規程の設定・変更の認可		第２２条第1項	1～2か月
信書便の業務の一部の委託の認可		第２３条第1項	0．5～1か月
他の一般信書便事業者との協定等の認可		第２４条第1項	0．5～1か月
外国信書便事業者との協定等の認可		第２５条	0．5～1か月
《特定信書便事業》			
事業の許可		第２９条	1～2か月
事業計画の変更の認可		第３３条において準用する第１２条第1項	1～2か月
事業の譲渡し及び譲受けの認可		第３３条において準用する第１３条第1項	0．5～1か月
法人の合併及び分割の認可		第３３条において準用する第１３条第2項	0．5～1か月
事業の相続の認可		第３３条において準用する第１４条第1項	0．5～1か月
信書便約款の設定・変更の認可		第３３条において準用する第１７条第1項	1～2か月
信書便管理規程の設定・変更の認可		第３３条において準用する第２２条第1項	1～2か月
信書便の業務の一部の委託の認可		第３３条において準用する第２３条第1項	0．5～1か月
他の一般信書便事業者との協定等の認可		第３３条において準用する第２４条第1項	0．5～1か月
外国信書便事業者との協定等の認可		第３３条において準用する第２５条	0．5～1か月

○信書便事業者に対する税制特例措置

1　事業所税（地方税：市町村税）

納税義務者：課税団体（※）区域内で事業を行う法人又は個人
課税団体は、指定都市等（77 団体）が該当（平成 24 年 4 月 1 日施行分まで）

・東京都（特別区の存する区域）
・指定都市　札幌市　仙台市　さいたま市　千葉市　横浜市　川崎市　相模原市　新潟市
　静岡市　浜松市　名古屋市　京都市　大阪市　堺市　神戸市　岡山市　広島市
　北九州市　福岡市　熊本市
・首都圏整備法の既成市街地を有する市　武蔵野市　三鷹市　川口市
・近畿圏整備法の既成都市区域を有する市　守口市　東大阪市　尼崎市　西宮市　芦屋市
・上記以外で政令で指定する都市（人口 30 万人以上）
（北海道地方）旭川市
（東北地方）　青森市　秋田市　郡山市　いわき市
（関東地方）　宇都宮市　前橋市　高崎市　川越市　所沢市　越谷市　市川市　船橋市
　松戸市　柏市　八王子市　町田市　横須賀市　藤沢市
（中部地方）　富山市　金沢市　長野市　岐阜市　豊橋市　岡崎市　一宮市　春日井市
　豊田市　四日市市
（近畿地方）　大津市　豊中市　吹田市　高槻市　枚方市　姫路市　奈良市　和歌山市
（中国地方）　倉敷市　福山市
（四国地方）　高松市　松山市　高知市
（九州地方）　久留米市　長崎市　大分市　宮崎市　鹿児島市
（沖縄地方）　那覇市

課税客体：事業所床面積（資産割）、従業者給与総額（従業者割）

納税方法：申告納税
納　　期：法人（毎事業年度終了の日から２か月以内）、個人（翌年の３月 15 日）
課税標準：資産割（事業所床面積（㎡）×600 円）＋従業者割（従業者給与総額×0.25%）
免 税 点：資産割（課税団体区域内の各事業所の事業所床面積の合計が 1,000 ㎡以下）
従業者割（課税団体区域内の各事業所の従業者の数の合計が 100 人以下）

税制特例：一般信書便事業の用に供する施設（非課税措置）
　特定信書便事業の用に供する施設（課税標準の特例措置（２分の１控除））

(注)他に行っている事業と共用する部分については、特例措置の対象とはなりません。

2　中小企業投資促進税制（国税：法人税・所得税）

対象者：青色申告書を提出する個人又は資本金１億円以下の中小法人等
　　　（租税特別措置法令上、「信書便事業」が指定事業とされています。）

（注）個人は、常時使用する従業者の数が 1,000 人以下の者に限られます。
　法人は、資本若しくは出資の金額が１億円以下の法人のうち以下の①若しくは②以外のもの又は資本若しくは出資を有していない法人のうち常時使用する従業者の数が 1,000 人以下のものに限られます。
① 発行済株式総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大規模法人（資本若しくは出資の金額が１億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業者の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。）の所有に属している法人
② ①のほか、その発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が大規模法人の所有に属している法人

対象となる設備：
- 機械及び装置のすべて【１台・１式で１６０万円以上】
- 一定の器具及び備品
  電子計算機【年合計で１２０万円以上】
  デジタル複合機【１台が１２０万円以上】
- 一定のソフトウェア【年合計で７０万円以上】
- 普通貨物自動車（車両総重量 3.5 ㌧以上）
- 内航船舶（取得価額の 75%が対象）

特例措置の内容：
【取得の場合】
７％の税額控除又は 30%の特別償却が可能（ただし、資本金が３千万円を超える法人は、特別償却のみ。）
【リースの場合】（内航船舶を除く）
リース費用の総額の 60%について、７％の税額控除が可能

手続の流れ
① 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。
② 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。
③ 適用期限は、平成 10 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に、取得又は製作し、事業の用に供するもの

○　以上は、信書便事業が個別に指定事業となっているものですが、これ以外の中小企業者向けの税制もあります。
（例）
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（法人税・所得税）
  （中小企業者が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度）
- 交際費等の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）（法人税）
  （法人が支出した交際費は原則として損金不算入とされているが、中小企業については、特例として一定額の損金算入が認められている。（平成 25 年度末まで））

〇信書便約款の記載例

記載例１

株式会社〇〇〇〇信書便約款

目次

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この約款は、株式会社〇〇〇〇（以下「当社」といいます。）が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「法」といいます。）に基づき、特定信書便事業として行う信書便物の送達に適用されます。

２　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（役務の名称及び内容）

第二条　当社は、次に掲げる(※)特定信書便役務を提供する特定信書便事業を行います。

（※）：提供する役務の名称及び内容を記載します。

２　当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（契約の成立時期及び適用規定）

第三条　信書便の利用の契約は、差出人から、この約款の定めるところにより信書便物が差し出されたとき(※)に成立します。

（※）巡回サービス又は定期集配サービスを提供する場合は、差出人から予め申込書を提出いただき、その内容を当社が承諾した場合に契約は成立しますので、それに合わせた内容を記載します。

２　前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時における規定によるものとします。

第二章　信書便物の引受け

（受付時間）

第四条　当社は、受付日時を定め、当社の営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（送り状）

第五条　当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは差出人が記載し、第五号から第十四号までは当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号に該当する事項並びに当該信書便物の収受が他の方法により明確であって、差出人との間で合意した場合は、送り状は発行しません。

一　差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号

二　受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
三　信書便物の品名
四　送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
五　信書便物であることを示す表示
六　当社の名称、住所及び電話番号
七　信書便物を引き受けた当社の営業所その他の事業所の名称
八　信書便物の引受日（３時間役務の場合は「引受日時」）
九　信書便物の配達予定日（特定の日時に受取人が使用する信書便物を当社が引き受けたときは、その使用目的及び信書便物の配達日時を記載します。）（３時間役務の場合は「配達予定日時」）
十　重量及び容積の区分
十一　料金額
十二　責任限度額
十三　問い合わせ窓口電話番号
十四　その他信書便物の送達に関し必要な事項

【参考】第９号のかっこ書きは、時間指定サービスを提供する場合を想定した規定です。時間指定サービスを提供しない場合は、当該かっこ書きは不要です。

（信書便物として差し出すことができない物）
第六条　次の各号に掲げる物は、これを信書便物として差し出すことができません。
一　爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
二　毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
三　生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
四　法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

（信書便物の大きさ及び重量の制限）
第七条　当社が取り扱う信書便物は、長さが〇〇センチメートル以内、幅が〇〇センチメートル以内、及び厚さが〇〇センチメートル以内で、かつ、重量が〇〇キログラム以内とします。

【参考】提供する役務ごとに制限が異なる場合は、当該役務ごとに規定

（信書便物の内容の確認）
第八条　当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。
２　前項の場合において、信書便物が第六条の信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号若しくは第六号に規定するもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。
３　当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
４　差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
５　当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内

容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。

6　第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、点検に要した費用は差出人の負担とします。

（信書便物の包装）

第九条　差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

2　当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。

3　第六条第二号又は第三号に定めるものを差し出す場合は、信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格を記載していただきます。

（引受場所）

第十条　信書便物は、当社の営業所その他の事業所又は差出人が指定した場所において引き受けます。

（引受拒絶）

第十一条　当社は、次の各号の一に該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

一　送達の申込みがこの約款によらないものであるとき。

二　差出人が送り状に必要な事項を記載せず（第五条ただし書に規定する場合を除きます。）、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。

三　包装が送達に適さないとき。

四　送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。

五　送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。

六　信書便物が次に掲げるものであるとき。

ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）

イ　その他当社が特に定めて表示したもの

七　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（あて名等の記載方法）

第十二条　当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、当社は第五条ただし書に従って信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

一　信書便物であることを示す表示

二　当社の名称又は標章

三　信書便物を引き受けた日（本号に掲げる事項を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

（料金の収受）

第十三条　当社は、信書便物を引き受ける時に、料金を収受します。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、信書便物を引き渡す時に料金を受取人から収受することを認めることがあります。

3　料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。

4　前項の料金表は、当社の営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

【参考】料金の収受方法として、後払いも認める場合

（料金の収受）

第十三条　当社は、信書便物を引き受ける時に、料金を収受します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により料金を収受することを認めることがあります。

一　信書便物を引き渡す時に料金を受取人から収受する方法

二　役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法

３・４（略）

（他の一般信書便事業者との協定等）

第十四条　当社は、差出人の利益を害しないかぎり、引き受けた信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して送達することがあります。

第三章　信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日時）

第十五条　当社は、次の各号に掲げる信書便物の配達予定日までに信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に引き渡すことがあります。

一　送り状に信書便物の配達予定日の記載がある場合　記載の日

二　送り状に信書便物の配達予定日の記載がない場合　送り状に記載した信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）

ア　最初の百七十キロメートル　二日

イ　最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと　一日

２　前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達日時を記載してその送達を引き受けたときは、送り状に記載した信書便物の配達日時までに信書便物を配達します。

【参考１】法第２条第７項第１号・第３号に該当する役務Ａと、同項第２号に該当する役務Ｂを提供する事業者の場合の記載例

（信書便物の配達を行う日時）

第十五条　当社は、Ａを提供する場合には、次の各号に掲げる信書便物の配達予定日までに信書便物を配達します。ただし、交通事情等により信書便物の配達予定日の翌日に引き渡すことがあります。

一　送り状に信書便物の配達予定日の記載がある場合　記載の日

二　送り状に信書便物の配達予定日の記載がない場合　送り状に記載した信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）

ア　最初の百七十キロメートル　二日

イ　最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと　一日

２　前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達日時を記載してその送達を引き受けたときは、送り状に記載した信書便物の配達日時までに信書便物を配達します。

３　当社は、Ｂを提供する場合には、信書便物が差し出された時から三時間以内に受取人に信書便物を配達します。

【参考２】時間指定サービスを提供しない場合は、第２項は不要です。

（配達の完了）

第十六条　当社は、受取人への信書便物の引渡しをもって配達を完了します。

２　当社は、次の各号に掲げる者に対する信書便物の引渡しをもって、受取人に対する引渡しとみなします。

一　配達先が住宅の場合　その配達先における同居者又はこれに準ずる者

二　配達先が前号以外の場合　その管理者又はこれに準ずる者

【参考】第２項各号の者は、原則として、許可申請書の事業計画中「信書便物の配達の方法」に記載されている者を定めます。なお、集合住宅の管理人は第２項第１号の「同居者又はこれに準ずる者」には該当せず、第17条第２項の「受取受託者」に該当する場合には、集合住宅の管理人に引き渡すことができると考えられます。

（受取人等が不在の場合の措置）

第十七条　当社は、受取人及び前条第二項に規定する者が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所その他の事業所で信書便物を保管します。

２　前項の規定にかかわらず、受取人が自らにあてた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

（誤配達の場合の措置）

第十八条　当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の旨の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

（転送）

第十九条　当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

【参考】提供区域が限定されている場合

（転送）

第十九条　当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所その他の事業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

（配達ができない場合の措置）

第二十条　当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

２　当社は、前項の規定により還付の指図を受けたとき、相当の期間内に前項に規定する指図がないとき、

又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。
3　第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

（約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い）
第二十一条　当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

（還付できない信書便物の取扱い）
第二十二条　差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。
2　前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。
3　当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。
4　当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあっては、その保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあっては、これを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。
5　第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第四章　指図

（指図）
第二十三条　差出人は、当社に対し、信書便物の送達の中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。
2　前項に規定する差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。
3　第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

（指図に応じない場合）
第二十四条　当社は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。
2　当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章　事故

（事故の際の措置）
第二十五条　当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
2　当社は、信書便物に著しいき損を発見したとき、又は信書便物の配達が信書便物の配達予定日若しくは配達予定日時より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。
3　当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達の中止、還付その他の適切な処分をします。
4　当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
5　第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

６　当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
７　第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物のき損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

（危険品等の処分）
第二十六条　当社は、取扱中に係る信書便物が第六条第一号から第三号まで又は第十一条第六号アに該当するものであることを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。
２　前項に規定する措置に要した費用は、差出人の負担とします。
３　当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

（事故証明書の発行）
第二十七条　当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、信書便物の配達予定日又は配達予定日時の属する日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。
２　当社は、信書便物のき損又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章　責任

（責任の始期）
第二十八条　信書便物の滅失又はき損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

（責任と挙証）
第二十九条　当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、信書便物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

（免責）
第三十条　当社は、次の事由による信書便物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。
一　信書便物の欠陥、自然の消耗
二　信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　法令又は公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八　差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

（引受制限信書便物等に関する特則）
第三十一条　第六条により信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、き損又は遅延について責任を負いません。
２　第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、き損又は遅延について責任を負いません。
３　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず（第五条ただし書に規定する場合を除きます。）、かつ、当社がその旨

を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又はき損について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第三十二条　信書便物のき損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

２　前項の規定は、当社がその損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

（損害賠償の額）

第三十三条　当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

２　当社は、信書便物のき損による損害については、信書便物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

３　前二項の規定に基づき賠償することとした場合、差出人又は受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。

４　当社は、信書便物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。

一　第十五条第一項の場合　第十七条の不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が信書便物の配達予定日の翌日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

二　第十五条第二項の場合　その信書便物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。

５　信書便物の滅失又はき損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。

６　前五項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、き損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（料金の払戻し等）

第三十四条　当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しいき損又は遅延（第十五条第二項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

【参考】法第２条第７項第１号・第３号に該当する役務Ａと、同項第２号に該当する役務Ｂを提供する事業者の場合の記載例

（料金の払戻し等）

第三十四条　当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しいき損又は遅延（第十五条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

（時効）

第三十五条　当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

２　前項の期間は、信書便物が滅失した場合においては、信書便物の配達予定日又は配達予定日時の属する

日からこれを起算します。

３　前二項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

（他の一般信書便事業者との協定等の際の責任）

第三十六条　当社が他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

（差出人の賠償責任）

第三十七条　差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りでありません。

記載例２

株式会社○○○○信書便約款

目次

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この約款は、株式会社○○○○（以下「当社」といいます。）が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「法」といいます。）に基づき、特定信書便事業として行う信書便物の送達に適用されます。

２　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（役務の名称及び内容）

第二条　当社は、特定信書便役務として○○便 (1)（信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達する役務。）(2) を提供します。

> **（1）: 提供する役務の名称を記載します。**
> **（2）: 提供する役務の内容を記載します。**

２　当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示します。

（契約の成立時期及び適用規定）

第三条　信書便の利用の契約は、差出人から、この約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に成立します。

２　前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時における規定によるものとします。

第二章　信書便物の引受け

（受付時間）

第四条　当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示します。

（送り状）

第五条　当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは差出人が記載し、第五号から第十四号までは当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号に該当する事項並びに当該信書便物の収受が他の方法により明確であって、差出人との間で合意した場合は、送り状は発行しません。

一　差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号

二　受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号

三　信書便物の品名

四　送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）

五　信書便物であることを示す表示

六　当社の名称、住所及び電話番号

七　信書便物を引き受けた当社の営業所の名称

八　信書便物の引受日時

九　信書便物の配達予定日時

十　重量及び容積の区分

十一　料金額

十二　責任限度額

十三　問い合わせ窓口電話番号

十四　その他信書便物の送達に関し必要な事項

（信書便物として差し出すことができない物）

第六条　次の各号に掲げる物は、これを信書便物として差し出すことができません。

一　爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定する物

二　毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出す物を除きます。）

三　生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出す物を除きます。）

四　法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

（信書便物の大きさ及び重量の制限）

第七条　当社が取り扱う信書便物は、長さ、幅及び厚さの合計が○○センチメートル以内で、かつ、重量が○キログラム以内とします。

（信書便物の内容の確認）

第八条　当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。

2　前項の場合において、信書便物が第六条の信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号若しくは第六号に規定するもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。

3　当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。

4　差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。

5　当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。

6　第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、点検に要した費用は差出人の負担とします。

（信書便物の包装）

第九条　差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

２　当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。

３　第六条第二号又は第三号に定めるものを差し出す場合は、信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格を記載していただきます。

（引受場所）

第十条　信書便物は、当社の営業所又は差出人が指定した場所において引き受けます。

（引受拒絶）

第十一条　当社は、次の各号の一に該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

一　送達の申込みがこの約款によらないものであるとき。

二　差出人が送り状に必要な事項を記載せず（第五条ただし書に規定する場合を除きます。）、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。

三　包装が送達に適さないとき。

四　送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。

五　送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。

六　信書便物が次に掲げるものであるとき。

ア　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）

イ　その他当社が特に定めて表示したもの

七　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（あて名等の記載方法）

第十二条　当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、当社は第五条ただし書に従って信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

一　信書便物であることを示す表示

二　当社の名称又は標章

三　信書便物を引き受けた日（本号に掲げる事項を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

（料金の収受）

第十三条　当社は、次の各号に掲げる方法により料金を収受します。

一　役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法

二　信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から収受する方法

三　信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から収受する方法

四　差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限ります。）から収受する方法

２　料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。

３　前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示します。

（他の一般信書便事業者との協定等）

第十四条　当社は、差出人の利益を害しないかぎり、引き受けた信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して送達することがあります。

第三章　信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日時）

第十五条　当社は、信書便物が差し出された時から三時間以内 (3) に当該信書便物を配達します。

（3）：２号役務を提供する場合の例。

（配達の完了）

第十六条　当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し、又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくは受取人のメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。

２　当社は、次の各号に掲げる者に対する信書便物の引渡しをもって、受取人に対する引渡しとみなします。

一　配達先が住宅の場合　その配達先における同居者又はこれに準ずる者

二　配達先が住宅以外の場合　その管理者又はこれらに準ずる者

（受取人等が不在の場合の措置）

第十七条　当社は、受取人及び前条第二項に規定する者が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所その他の事業所で信書便物を保管します。

２　前項の規定にかかわらず、受取人が自らにあてた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

（誤配達の場合の措置）

第十八条　当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の旨の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

（転送）

第十九条　当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

（配達ができない場合の措置）

第二十条　当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

２　当社は、前項の規定により還付の指図を受けたとき、相当の期間内に前項に規定する指図がないとき、又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。

３　第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

（約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い）

第二十一条　当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

（還付できない信書便物の取扱い）

第二十二条　差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。

２　前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。

３　当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。

４　当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあっては、その保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあっては、これを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

５　第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第四章　指図

（指図）

第二十三条　差出人は、当社に対し、信書便物の送達の中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。

２　前項に規定する差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

３　第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第二十四条　当社は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

２　当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章　事故

（事故の際の措置）

第二十五条　当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

２　当社は、信書便物に著しいき損を発見したとき、又は信書便物の配達が信書便物が差し出された時から三時間を著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

３　当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達の中止、還付その他の適切な処分をします。

４　当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

５　第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

６　当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

７　第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物のき損又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

（危険品等の処分）

第二十六条　当社は、取扱中に係る信書便物が第六条第一号から第三号まで又は第十一条第六号アに該当

するものであることを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。
２　前項に規定する措置に要した費用は、差出人の負担とします。
３　当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

（事故証明書の発行）
第二十七条　当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、信書便物が差し出された時から三時間を経過する時の属する日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。
２　当社は、信書便物のき損又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章　責任

（責任の始期）
第二十八条　信書便物の滅失又はき損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

（責任と挙証）
第二十九条　当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、信書便物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

（免責）
第三十条　当社は、次の事由による信書便物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。
一　信書便物の欠陥、自然の消耗
二　信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　法令又は公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八　差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

（引受制限信書便物等に関する特則）
第三十一条　第六条により信書便物として差し出すことができない物又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、き損又は遅延について責任を負いません。
２　第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、き損又は遅延について責任を負いません。
３　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず（第五条ただし書に規定する場合を除きます。）、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又はき損について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）
第三十二条　信書便物のき損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。
２　前項の規定は、当社がその損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

（損害賠償の額）

第三十三条　当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

２　当社は、信書便物のき損による損害については、信書便物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

３　前二項の規定に基づき賠償することとした場合、差出人又は受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。

４　当社は、信書便物の遅延による損害については、第十七条の不在連絡票による通知が、信書便物が差し出された時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達が、信書便物が差し出された時から三時間以内に行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

５　信書便物の滅失又はき損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。

６　前五項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、き損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（料金の払戻し等）

第三十四条　当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しいき損又は遅延が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

（時効）

第三十五条　当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

２　前項の期間は、信書便物が滅失した場合においては、信書便物が差し出された時から三時間を経過する時の属する日からこれを起算します。

３　前二項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

（他の一般信書便事業者との協定等の際の責任）

第三十六条　当社が他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

（差出人の賠償責任）

第三十七条　差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りでありません。

○信書便管理規程の記載例

記載例１

株式会社○○○○信書便管理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号。以下「法」という。）第３３条において準用する法第２２条第１項に基づき、信書便の業務の管理に関する基本的事項を定めることにより、株式会社○○○○（以下「当社」という。）の取扱中に係る信書便物の秘密を保護することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、当社の行うすべての信書便の業務に適用する。

第２章　管理体制

第１節　通則

（総合調整）

第３条　本社、営業所及び事業場の長（以下「所属長」という。）は、全社的な総合調整を図るため、信書便管理者の職務の遂行を指導、調整するものとする。

第２節　信書便管理者

（信書便管理者の選任）

第４条　所属長は、信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密を保護させるため、事業場ごとに、・・・の中から信書便管理者を選任し、配置するものとする。

【参考】「・・・」の例

・取締役

・その事業場の信書便の業務を管理する職務権限を有する部長、課長（課長職がない部署にあっては、その部署の責任者）

・配送管理者（配送管理主任）

・事業場における信書便の業務の統括責任者

（信書便管理者の職務）

第５条　信書便管理者は、法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分並びに許可又は認可に付された条件並びにこの規程を遵守して信書便の業務の管理を誠実に行うことを任務とし、配置された事業場において、次の各号に定める職務を遂行するものとする。

⑴　信書便の業務を監督すること。

⑵　個人情報を含む営業関係資料、信書便物の配達の用に供する資料その他の顧客の情報及び取扱中に係る信書便物を管理すること。

⑶　還付できない信書便物の開披に立ち会うこと。

⑷　信書便の業務方法に関し、必要に応じて、所属長に対し、意見の具申、助言及び協力を行うこと。

⑸　この規程の改正又は信書便の業務方法に関する諸規程の制定若しくは改正に際して必要に応じて意見を述べること。

⑹　信書便の業務に関する事故原因等の究明を行うこと。

(7) 信書便の業務に従事する者に対する信書便の業務に関する教育及び訓練の計画の作成に際して、必要に応じて、所属長に対し、意見の具申、助言及び協力を行うこと。

(8) 法令の規定に基づいて所管官庁に提出する報告書のうち信書便の業務に関する事項についての審査に参画すること。

(9) 原則として、総務省が法令の規定に基づいて行う検査に立ち会うこと。

(10) この規程の実施状況の把握に努めること。

２　所属長は、信書便管理者の意見を尊重し、これに基づく改善等が必要と認める場合は、これを実施するものとする。

（信書便管理者の不在時の措置）

第６条　所属長は、信書便管理者が疾病、事故、休暇その他のやむを得ない事情により不在となる場合に、その職務を代行する者（以下「代行者」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

２　代行者は、信書便管理者の不在時には指図された信書便管理者の職務を誠実に遂行するものとする。

（複数の信書便管理者）

第７条　信書便管理者を複数選任する場合におけるそれぞれの職務の分担は、所属長の指図するところによるものとする。

（信書便管理者の解任）

第８条　信書便管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任されるものとする。

(1) 異動により転出したとき。

(2) 退職し、又は解職されたとき。

(3) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を遂行することが困難と認められるとき。

(4) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは許可若しくは認可に付された条件又はこの規程に定めるところに違反した場合において、その情状によりその職務を行わせることが不適任と認められるとき。

第３章　信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

第１節　通則

（作業方法の遵守）

第９条　当社の信書便の業務に従事する者は、信書便物の秘密を保護するため、法及び法に基づく命令の規定並びにこの章に定められた作業方法を遵守して作業を行うものとする。

第２節　引受け、配達その他の信書便の業務

（引受け）

第１０条　信書便物の引受けは、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。

(1) ・・・（事業計画の引受けの方法を記載）・・・引受けの際に、送達の途中における滅失及びき損のおそれがないことその他の必要な検査を行った上で、信書便物を引き受けるとともに、引き受けた信書便物に、引き取ったその場において、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第２７号）第２７条及び第２８条に規定する方法により信書便物であることの表示を付すこと。

【参考】

※非対面差出し、一度事業場に持ち帰る事業計画の場合は、営業所での表示も可。

⑵ 前号の検査の際には、必要に応じて、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求め、差出人が申告を拒んだときは、その信書便物を引き受けないこと。

⑶ 第１号の検査の際に、信書便物が、法第３３条において準用する法第１７条第１項の認可を受けた信書便約款（以下「信書便約款」という。）第※条の信書便物として差し出すことができない物又は信書便約款第★条第▲号若しくは第△号に規定するもの（以下「引受制限物」という。）を内容として差し出された疑いが認められる場合は、差出人に内容品の開示を求め、差出人が開示を拒んだときは、その信書便物を引き受けないこと。また、信書便約款第※条の規定において差出しを禁止されている物のうち、法令に基づき所持を禁止されている物が発見されたときは、直ちに最寄りの警察官署に通報し、所管官庁に情報提供する等の必要な措置を講ずること。

【参考】信書便約款の条項

第※条･･･信書便約款記載例では第６条（信書便物として差し出すことができない物）

第★条第▲号第△号･･･信書便約款記載例では第１１条第５号第６号（引受拒絶）

⑷ 第１号の検査の際に、信書便約款に定める引受拒絶事由に該当すると判断した場合は、差出人に理由を説明し引受けを拒絶すること。

⑸ 信書便物が信書便約款第※条第●号又は第○号に定める物に該当する場合は、信書便物に「危険物」の文字が朱記されており、及び差出人の資格が記載してあることを確認すること。

【参考】信書便約款の条項

第※条第●号第○号･･･信書便約款記載例では第６条第２号第３号（信書便物として差し出すことができない物）

⑹ 営業所において信書便物を引き受ける場合であって、当該信書便物を営業所内において一時的に保管するときは、盗難、滅失等のないよう厳重に管理すること。

⑺ 信書便物の取集の用に供する車両は、可能な限り視界の届かない場所に放置しないようにし、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあっては、車両及び信書便物保管箇所に施錠し、又は信書便物を携行すること。

（送達の途中における滅失及びき損の防止の措置等）

第１１条　信書便物の送達は、原則として送達中における滅失及びき損を防止するため、次の各号に定める作業方法を遵守して行うものとする。

⑴ 軽四輪自動車を用いて送達する場合には、信書便物を防水用の袋に入れた上で、荷台に保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあっては、車両に施錠を行うこと。

⑵ 二輪自動車及び原動機付自転車を用いて送達する場合には、信書便物を防水用の袋に入れた上で、当該車両に固定された簡単には壊れにくい材質でできた荷箱に信書便物を保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあっては、外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて携行すること。

⑶ 軽車両を用いて送達する場合には、信書便物を防水用の袋に入れた上で外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて身に付けて保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあっては、当該バッグを携帯すること。

【参考】配送員間で信書便物の授受を行う計画の場合の記載例

○　配送員は、他の配送員との間で信書便物の授受を行う際には、信書便管理者又は配車担当者に速やかに連絡し、信書便管理者又は配車担当者の指示するところに従い、これを行うこと。

【参考】事業場において信書便物を区分する計画の場合の記載例

○　配送員が事業場において信書便物を区分する際には、信書便物に記載されたあて先を確認し、誤区分の防止に努めること。

2　取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、差出人又は受取人に対し、その信書便物の開示を求め、差出人若しくは受取人が開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、その信書便物を開くものとする。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付するものとする。

（配達）

第１２条　信書便物の配達は、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。

(1) 信書便物の配達の用に供する車両は、可能な限り視界の届かない場所に放置しないようにし、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあっては、車両及び信書便物保管箇所に施錠し、又は信書便物を携行すること。

(2) 配達に際しては、表札、受箱等に記載された居住者等の氏名、住所等を確認すること等により誤配達の防止に努めること。

(3) ・・・（事業計画の配達の方法を記載）・・・

(4) 誤配達をし、その旨の通知を受けた場合は、速やかに信書便物を引き取った上で受取人たるべき者に配達すること。

(5) 受取人不明等の事由により配達することができなかった信書便物を車両に放置しないこと。

【参考】３時間以内の信書便物送達の役務において遅延を生じた場合の措置の記載例

○　信書便物が差し出された時から３時間以内に当該信書便物を送達する役務により送達する信書便物について３時間を超える送達の遅延が生じた場合にあっては、当該信書便物の送達について遅延した旨を差出人に通知するものとする。

【参考】３時間以内の信書便物の送達の役務を提供する場合の適切な役務を確保するための作業方法の記載例

例１（要員の配置）

○　当社は、信書便の業務に従事する者が一日に取り扱う信書便物数が過度に増加することによって、誤配達その他の業務の確実な提供に支障を及ぼすおそれがないよう、取扱通数に応じて適正な人数を各事業場に配置するものとする。

例２（配車の管理①）

○　当社は、誤配達その他の業務の確実な提供に支障を及ぼすおそれがないよう、配送員が一度に担当する通数を適正な通数に抑えた配車を行うものとする。

（配車の管理②）

○　当社は、配送員に信書便物の引受け及び配達の完了の都度、配車担当者に連絡させることによって、すべての配送員の配送管理を行うものとする。

（転送及び還付）

第１３条　信書便物の転送は、信書便約款の定めるところに従って行うものとする。この場合において、受取人の転居情報については、受取人の同意を得ずに差出人に知らせないものとする。

2　信書便約款に違反して差し出された信書便物は、これを差出人に速やかに還付するものとする。

3　受取人不明等の事由により信書便物を送達することができない場合は、遅滞なく差出人に対し相当の期間を定め指図を求め、その指図に従って信書便物を還付する等の必要な処分を行うものとする。この場合において、相当の期間内に指図がないとき、又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付するものとする。

４　差出人に還付すべき信書便物であって、外部からは差出人不明のため還付できない信書便物は、法第３３条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき当該信書便物を開き、送達又は還付できる情報がないか確認し、確認した後は、直ちに当該信書便物を修補するものとする。
５　法第３３条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき開いた信書便物を受取人に送達し、又は差出人に還付する際には、同項の規定に基づき開いて確認した旨を通知するものとする。

（還付できない信書便物の管理）
第１４条　前条の規定に基づき開披してもなお送達し、又は還付することができない信書便物については、事業場の施錠のできる場所において保管するとともに、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録するものとする。
２　前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあっては、その保管を開始した日から３月以内にその交付を請求する者がないときには、信書便管理者の立会いの下で、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあっては、これを売却し、売却費用を控除した売却代金の残額を保管するものとする。
３　信書便物の保管を開始した日から１年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分するものとする。

（事業場内の作業）
第１５条　信書便物の保管その他の作業を行う場所には、原則として部外者の立入りを禁止するものとする。

第3節　顧客の情報の取扱い

（利用目的の特定）
第１６条　当社は、顧客の情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定するものとする。
２　当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的による制限）
第１７条　当社は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、顧客の情報を取り扱わないものとする。
２　当社は、合併その他の事由により他の信書便事業者から事業を承継することに伴って顧客の情報を取得した場合は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、承継前における当該顧客の情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該顧客の情報を取り扱わないものとする。
３　前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
⑴　法令に基づく場合
⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。
⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。
⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
４　前項の規定にかかわらず、当社は、同項各号に掲げる場合であっても、顧客の同意がある場合その他の正当な事由がある場合を除いては、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超え

て、信書の秘密に係る顧客の情報を取り扱わないものとする。

（適正な取得）

第１８条　当社は、偽りその他不正の手段により顧客の情報を取得しないものとする。

（保存期間等）

第１９条　当社は、顧客の情報を取り扱うに当たっては、原則として利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めることとし、当該保存期間経過後又は当該利用目的を達成した後は、当該顧客の情報を遅滞なく消去するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該顧客の情報を消去しないことができる。

(1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。

(2) 顧客の同意があるとき。

(3) 当社が自己の業務の遂行に必要な限度で顧客の情報を保存する場合であって、当該顧客の情報を消去しないことについて相当の理由があるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、当該顧客の情報を消去しないことについて特別の理由があるとき。

（安全管理措置）

第２０条　信書便管理者は、信書便の業務の用に使用する顧客の情報の管理に当たっては、当該顧客の情報の滅失、破壊、改ざん若しくは漏えいを防止するため、事業場ごとに当該顧客の情報の管理補助者を指定し、当該顧客の情報の管理を補助する業務への従事に当たって、次の各号に定める方法を遵守させるものとする。

(1) 信書便の業務の用に使用する顧客の情報を記録した名簿、ファイル等（以下「顧客名簿等」という。）の授受に当たっては、使用日時、使用するファイル名、使用者等について記録を行うこと。

(2) 顧客名簿等の作成、更新は、原則として部外者の立入りを禁じた場所にて、かつ部外者のいないときに行うこと。

(3) 顧客名簿等は、施錠のできる場所に保管し、保管場所の鍵を管理すること。

(4) 顧客名簿等を廃棄する際は、内容を判断することができないよう裁断若しくは焼却の方法により廃棄するとともに、ファイル、フロッピーディスク等に保管されたバックアップ用のデータも消去その他使用できない状態にして廃棄する等の必要な措置を講ずること。

２　当社は、電子計算機において信書便の業務の用に使用する顧客の情報を管理する場合においては、当該顧客の情報への不正なアクセスを防止するため、信書便の業務に従事する者ごとに、当該者の携わる業務に関係する範囲のみに限定して情報の閲覧、訂正、削除、追加等（以下「閲覧等」という。）の権利を設定するとともに、閲覧等に当たっては当該者ごとに割り振られたＩＤ及び一定期限毎に変更しなければログインすることができないパスワードの入力を必要とするとともに、閲覧等の履歴を記録し、保存する措置を講ずるものとする。

【参考】インターネットでの注文を受け付ける場合

○　当社は、インターネットによる注文の際の外部への差出しの情報の漏えいを防止するため、通信に際して暗号化して送信するシステムを用いるものとする。

（委託先の監督）

第２１条　当社は、信書便の業務の用に使用する顧客の情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該顧客の情報を適正に取り扱うと認められる者を選定し、契約書等において、安全管理措置、秘密保持、再委託の禁止その他の顧客の情報の取扱いに関する事項について定め、これを遵守させるものとする。

（第三者提供の制限）

第２２条　当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ顧客の同意を得ないで、顧客の情報を第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

２　当社は、第三者に提供される顧客の情報について、顧客の求めに応じて当該顧客が識別される顧客の情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該顧客の情報を第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される顧客の情報の項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 顧客の求めに応じて当該顧客が識別される顧客の情報の第三者への提供を停止すること。

３　当社は、前項第２号又は第３号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置くものとする。

４　次に掲げる場合において、当該顧客の情報の提供を受ける者は、前３項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において顧客の情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って顧客の情報が提供される場合

(3) 顧客の情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される顧客の情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該顧客の情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置いているとき。

５　当社は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は顧客の情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置くものとする。

６　当社は、顧客の情報を第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る法第５条その他の関連規定を遵守するものとする。

第４章　事故発生時等の措置

（事故発生時等の措置）

第２３条　当社の信書便の業務に従事する者は、事故若しくは犯罪行為が発生し、又は事故若しくは犯罪行為を発見した場合は、直ちに信書便管理者に詳細を報告し、その指図を受け、指図に従い対応するものとする。

２　信書便管理者は、事故若しくは犯罪行為が発生し、又は事故若しくは犯罪行為を発見した旨の報告を受けたときは、その態様に応じ、速やかにこの章に定める措置を講ずるとともに、代替配送員の手配等の必要な措置を講ずるものとする。

３　信書便物の滅失が判明した場合は、速やかに捜索し、捜索しても直ちに滅失した信書便物を発見できない場合であって、当該信書便物の差出人が判明しているときは、差出人に当該信書便物を滅失した旨

を通知するものとする。

4　信書便の業務に関し、重大な事故又は犯罪行為が発生した場合は、最寄りの警察官署に届け出るものとする。

5　信書便物の事故又は犯罪行為に関する利用者からの申告があった場合は、申告の受理、確認、回答を適切に行うものとする。

6　信書便物に著しいき損を発見したとき、又は信書便物の配達が信書便約款に定める配達を行う日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し指図を求め、送達上の支障を生ずると認める場合を除き、その指図に従って信書便物を還付する等の必要な処分を行うものとする。ただし、指図を待ついとまがないとき、又は当社が定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のため、その信書便物の送達の中止、還付その他の適切な処分を行い、処分を行った後、処分の内容について遅滞なく差出人に通知するものとする。

7　取扱中に係る信書便物が信書便約款第６条第１号から第３号まで又は同第１１条第６号アに掲げる物を内容とするものであることが送達の途中で判明したときは、送達上の損害を防止するため、又は危険の発生を避けるため、必要な処分を行い、処分を行った後、処分の内容について遅滞なく差出人に通知するものとする。

（再発の防止）

第２４条　信書便管理者は、事故又は犯罪行為が発生したときは、その原因を究明し、速やかに再発を防止するための是正策を講ずるものとする。

（捜査機関による捜査への協力）

第２５条　取扱中に係る信書便物又は信書便物以外の物に対する捜査が行われる場合には、捜査機関による当該捜査に必要となる範囲において、信書便管理者の指図に基づき、速やかに信書便物と信書便物以外の物とを区分するものとする。

2　刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２２２条において準用される同法第１００条の規定に基づき、捜査機関が信書便物を押収する場合には、当該押収命令が正当なものであることを確認した上で、押収信書便物を選別し、捜査機関に提供するものとする。

3　正規の令状によらない照会に対しては、公文書によるものであっても信書の秘密及び信書便物に関して知り得た他人の秘密に属するものについては一切応答しないものとする。

（記録）

第２６条　信書便管理者は、信書便の業務に関し、事故若しくは犯罪行為が発生した場合、若しくは犯罪捜査に協力した場合又は利用者から事故の申告を受けた場合は、その内容及び処理結果を記録して保管しておくものとする。

2　記録の保存期間については、３年とする。

第５章　教育及び訓練

（教育及び訓練の実施）

第２７条　当社は、信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密の保護を確保するため、当社の信書便の業務に従事する者に対し、日常業務を通じて教育及び訓練（演習訓練を含む。）を行うほか、新規採用時、事故や犯罪行為の発生時等必要に応じて実施するものとする。

2　配送員については、業務に携わる前に走行研修等の実地研修を行うとともに、定期的に安全運転講習会に参加するものとする。

（教育及び訓練の内容）

第２８条　教育及び訓練の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　法、法に基づく命令その他の信書便物の送達に関係する法令の規定内容

⑵　信書便物の秘密の範囲並びに顧客の情報及び信書便物の管理の方法

⑶　教育及び訓練の対象者が携わる業務を適切に遂行するのに必要な信書便物の取扱方法、関係機器の操作方法その他の信書便の業務の作業方法

⑷　事故若しくは犯罪行為発生時、犯罪捜査時又は利用者から事故の申告を受けた場合にとるべき措置

⑸　その他信書便の業務の遂行に当たって必要な事項

記載例２

株式会社〇〇〇〇信書便管理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号。以下「法」という。）第３３条において準用する法第２２条第１項に基づき、信書便の業務の管理に関する基本的事項を定めることにより、株式会社〇〇〇〇（以下「当社」という。）の取扱中に係る信書便物の秘密を保護することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、当社の行うすべての信書便の業務に適用する。

第２章　管理体制

第１節　通則

（総合調整）

第３条　代表取締役 (1) は、全社的な総合調整を図るため、信書便管理者の職務の遂行を指導、調整するものとする。

（１）：営業所、事業所を設置する場合は、それぞれの所属長を記載します。

第２節　信書便管理者

（信書便管理者の選任）

第４条　代表取締役は、信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密を保護させるため、事業場ごとに信書便の業務の管理責任を果たすことのできる課長 (2) を信書便管理者に選任し、配置するものとする。

（２）：信書便の業務の管理責任を果たすことのできる役職者を記載します。

（信書便管理者の職務）

第５条　信書便管理者は、法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分並びに許可又は認可に付された条件並びにこの規程を遵守して信書便の業務の管理を誠実に行うことを任務とし、配置された事業場において、次の各号に定める職務を遂行するものとする。

⑴ 信書便の業務を監督すること。

⑵ 個人情報を含む営業関係資料、信書便物の配達に使用する資料その他の顧客の情報及び取扱中に係る信書便物を管理すること。

⑶ 還付できない信書便物の開披に立ち会うこと。

⑷ 信書便の業務方法に関し、必要に応じて、代表取締役に対し、意見の具申、助言及び協力を行うこと。

⑸ この規程の改正又は信書便の業務方法に関する諸規程の制定若しくは改正に際して必要に応じて意見を述べること。

⑹ 信書便の業務に関する事故原因等の究明を行うこと。

⑺ 信書便の業務に従事する者に対する信書便の業務に関する教育及び訓練の計画の作成に際して、必要に応じて、所属長に対し、意見の具申、助言及び協力を行うこと。

⑻ 法令の規定に基づいて所管官庁に提出する報告書のうち信書便の業務に関する事項についての審査に参画すること。

⑼ 原則として、総務省が法令の規定に基づいて行う検査に立ち会うこと。

(10) この規程の実施状況の把握に努めること。

２　代表取締役は、信書便管理者の意見を尊重し、これに基づく改善等が必要と認める場合は、これを実施するものとする。

（信書便管理者の不在時の措置）

第６条　代表取締役は、信書便管理者が疾病、事故、休暇その他のやむを得ない事情により不在となる場合に、その職務を代行する者（以下「代行者」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

２　代行者は、信書便管理者の不在時には指図された信書便管理者の職務を誠実に遂行するものとする。

（複数の信書便管理者）

第７条　信書便管理者を複数選任する場合におけるそれぞれの職務の分担は、代表取締役の指図するところによるものとする。

（信書便管理者の解任）

第８条　信書便管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任されるものとする。

(1) 異動により転出したとき。

(2) 退職し、又は解職されたとき。

(3) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を遂行することが困難と認められるとき。

(4) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは許可若しくは認可に付された条件又はこの規程に定めるところに違反した場合において、その情状によりその職務を行わせることが不適任と認められるとき。

第３章　信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

第１節　通則

（作業方法の遵守）

第９条　当社の信書便の業務に従事する者は、信書便物の秘密を保護するため、法及び法に基づく命令の規定並びにこの章に定められた作業方法を遵守して作業を行うものとする。

第２節　引受け、配達その他の信書便の業務

（引受け）

第１０条　信書便物の引受けは、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。

(1) 当社の営業所又は差出人が指定する場所で、差出人から差し出される信書便物を引き受ける際に、送達の途中における滅失及びき損のおそれがないことその他の必要な検査を行った上で、信書便物を引き受けるとともに、引き受けた信書便物に、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第２７号）第２７条及び第２８条に規定する方法により信書便物であることの表示を付すこと。

(2) 前号の検査の際には、必要に応じて、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求め、差出人が申告を拒んだときは、その信書便物を引き受けないこと。

(3) 第１号の検査の際に、信書便物が、法第３３条において準用する法第１７条第１項の認可を受けた信書便約款（以下「信書便約款」という。）第６条の信書便物として差し出すことができない物又は信書便約款第１１条第５号若しくは第６号に規定するもの（以下「引受制限物」という。）を内容として差し出された疑いが認められる場合は、差出人に内容品の開示を求め、差出人が開示を拒んだときは、その信書便物を引き受けないこと。また、信書便約款第６条の規定において差出しを禁止されている物のうち、法令に基づき所持を禁止されている物が発見されたときは、直ちに最寄りの警察官署に通報し、所管官庁に情報提供する等の必要な措置を講ずること。

(4) 第１号の検査の際に、信書便約款に定める引受拒絶事由に該当すると判断した場合は、差出人に理由を説明し引受けを拒絶すること。

(5) 信書便物が信書便約款第６条第２号又は第３号に定める物に該当する場合は、信書便物に「危険物」の文字が朱記されており、及び差出人の資格が記載してあることを確認すること。

(6) 営業所において信書便物を引き受ける場合であって、当該信書便物を営業所内において一時的に保管するときは、盗難、滅失等のないよう厳重に管理すること。

(7) 信書便物の引受けに使用する車両から離れる場合にあっては、可能な限り視界の届く場所に駐車した上で、車両及び信書便物保管箇所に施錠すること。

（送達の途中における滅失及びき損の防止の措置等）

第１１条　信書便物の送達は、原則として送達中における滅失及びき損を防止するため、次の各号に定める作業方法を遵守して行うものとする。

(1) 二輪自動車を用いて送達する場合には、当該車両に固定された簡単には壊れにくい材質ででき、かつ外部から中身を見ることができない荷箱に信書便物を保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあっては、車両及び信書便物保管箇所に施錠すること。

(2) 軽四輪自動車を用いて送達する場合には、信書便物を専用の容器に入れた上で、荷台に保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあっては、車両に施錠すること。

２　取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、差出人又は受取人に対し、その信書便物の開示を求め、差出人若しくは受取人が開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、その信書便物を開くものとする。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付するものとする。

（配達）

第１２条　信書便物の配達は、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。

(1) 信書便物の配達に使用する車両から離れる場合にあっては、可能な限り視界の届く場所に駐車した上で、車両及び信書便物保管箇所に施錠すること。

(2) 配達に際しては、表札、郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。以下同じ。）に記載された居住者等の氏名、住所等、又は受取人の信書便物を受取人に代わり受領するメール室（法人内で設置されている信書便物等の受領事務室をいう。以下同じ。）であることを確認し、誤配達の防止に努めること。

(3) 信書便物は、差出人の指図に従い、受取人（配達先が住宅の場合は、その配達先の同居者又はこれに準ずる者、配達先が住宅以外の場合は、その管理者又はこれに準ずる者を含む。）へ引き渡し又は受取人の郵便受箱若しくはメール室へ配達すること。

(4) 信書便物が差し出された時から３時間を超える送達の遅延が生じた場合にあっては、当該信書便物の送達について遅延した旨を速やかに差出人に通知すること。

(5) 誤配達をし、その旨の通知を受けた場合は、速やかに信書便物を引き取った上で受取人たるべき者に配達すること。

(6) 受取人不明等の事由により配達することができなかった信書便物を車両に放置しないこと。

（配車等の管理）

第１３条　配車する際は、信書便物が差し出された時から３時間以内に配達を完了させるため及びその他の業務の確実な提供に支障を及ぼすおそれがないよう、配送員が一度に担当する通数を適正な通数に抑えた配車を行うものとする。

（転送及び還付）

第１４条　信書便物の転送は、信書便約款の定めるところに従って行うものとする。この場合において、

受取人の転居情報については、受取人の同意を得ずに差出人に知らせないものとする。
２　信書便約款に違反して差し出された信書便物は、これを差出人に速やかに還付するものとする。
３　受取人不明等の事由により信書便物を送達することができない場合は、遅滞なく差出人に対し相当の期間を定め指図を求め、その指図に従って信書便物を還付する等の必要な処分を行うものとする。この場合において、相当の期間内に指図がないとき、又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付するものとする。
４　差出人に還付すべき信書便物であって、外部からは差出人不明のため還付できない信書便物は、法第３３条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき当該信書便物を開き、送達又は還付できる情報がないか確認し、確認した後は、直ちに当該信書便物を修補するものとする。
５　法第３３条において準用する法第２１条第１項の規定に基づき開いた信書便物を受取人に送達し、又は差出人に還付する際には、同項の規定に基づき開いて確認した旨を通知するものとする。

（還付できない信書便物の管理）
第１５条　前条の規定に基づき開披してもなお送達し、又は還付することができない信書便物については、事業場の施錠のできる場所において保管するとともに、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録するものとする。
２　前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあっては、その保管を開始した日から３月以内にその交付を請求する者がないときには、信書便管理者の立会いの下で、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあっては、これを売却し、売却費用を控除した売却代金の残額を保管するものとする。
３　信書便物の保管を開始した日から１年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分するものとする。

（事業場内の作業）
第１６条　信書便物の保管その他の作業を行う場所には、原則として部外者の立入りを禁止するものとする。

第３節　顧客の情報の取扱い

（利用目的の特定）
第１７条　当社は、顧客の情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定するものとする。
２　当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的による制限）
第１８条　当社は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、顧客の情報を取り扱わないものとする。
２　当社は、合併その他の事由により他の信書便事業者から事業を承継することに伴って顧客の情報を取得した場合は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、承継前における当該顧客の情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該顧客の情報を取り扱わないものとする。
３　前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
⑴　法令に基づく場合
⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。
⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、顧客の同意を

得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

４　前項の規定にかかわらず、当社は、同項各号に掲げる場合であっても、顧客の同意がある場合その他の正当な事由がある場合を除いては、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、信書の秘密に係る顧客の情報を取り扱わないものとする。

（適正な取得）

第１９条　当社は、偽りその他不正の手段により顧客の情報を取得しないものとする。

（保存期間等）

第２０条　当社は、顧客の情報を取り扱うに当たっては、原則として利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めることとし、当該保存期間経過後又は当該利用目的を達成した後は、当該顧客の情報を遅滞なく消去するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該顧客の情報を消去しないことができる。

(1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。

(2) 顧客の同意があるとき。

(3) 当社が自己の業務の遂行に必要な限度で顧客の情報を保存する場合であって、当該顧客の情報を消去しないことについて相当の理由があるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、当該顧客の情報を消去しないことについて特別の理由があるとき。

（安全管理措置）

第２１条　信書便管理者は、信書便の業務の用に使用する顧客の情報の管理に当たっては、当該顧客の情報の滅失、破壊、改ざん若しくは漏えいを防止するため、事業場ごとに当該顧客の情報の管理補助者を指定し、当該顧客の情報の管理を補助する業務への従事に当たって、次の各号に定める方法を遵守させるものとする。

(1) 信書便の業務の用に使用する顧客の情報を記録した名簿、ファイル等（以下「顧客名簿等」という。）の授受に当たっては、使用日時、使用するファイル名、使用者等について記録を行うこと。

(2) 顧客名簿等の作成、更新は、原則として部外者の立入りを禁じた場所にて、かつ部外者のいないときに行うこと。

(3) 顧客名簿等は、施錠のできる場所に保管し、保管場所の鍵を管理すること。

(4) 顧客名簿等を廃棄する際は、内容を判断することができないよう裁断若しくは焼却の方法により廃棄するとともに、ファイル、フロッピーディスク等に保管されたバックアップ用のデータも消去その他使用できない状態にして廃棄する等の必要な措置を講ずること。

２　当社は、電子計算機において信書便の業務の用に使用する顧客の情報を管理する場合においては、当該顧客の情報への不正なアクセスを防止するため、信書便の業務に従事する者ごとに、当該者の携わる業務に関係する範囲のみに限定して情報の閲覧、訂正、削除、追加等（以下「閲覧等」という。）の権利を設定するとともに、閲覧等に当たっては当該者ごとに割り振られたＩＤ及び一定期限毎に変更しなければログインすることができないパスワードの入力を必要とするとともに、閲覧等の履歴を記録し、保存する措置を講ずるものとする。

【参考】インターネットでの注文を受け付ける場合

○　当社は、インターネットによる注文の際の外部への差出しの情報の漏えいを防止するため、通信に際して暗号化して送信するシステムを用いるものとする。

（委託先の監督）

第２２条　当社は、信書便の業務の用に使用する顧客の情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該顧客の情報を適正に取り扱うと認められる者を選定し、契約書等において、安全管理措置、秘密保持、再委託の禁止その他の顧客の情報の取扱いに関する事項について定め、これを遵守させるものとする。

（第三者提供の制限）

第２３条　当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ顧客の同意を得ないで、顧客の情報を第三者に提供しないものとする。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、顧客の同意を得ることが困難であるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

２　当社は、第三者に提供される顧客の情報について、顧客の求めに応じて当該顧客が識別される顧客の情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該顧客の情報を第三者に提供することができる。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること。

⑵　第三者に提供される顧客の情報の項目

⑶　第三者への提供の手段又は方法

⑷　顧客の求めに応じて当該顧客が識別される顧客の情報の第三者への提供を停止すること。

３　当社は、前項第２号又は第３号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置くものとする。

４　次に掲げる場合において、当該顧客の情報の提供を受ける者は、前３項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

⑴　当社が利用目的の達成に必要な範囲内において顧客の情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

⑵　合併その他の事由による事業の承継に伴って顧客の情報が提供される場合

⑶　顧客の情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される顧客の情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該顧客の情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置いているとき。

５　当社は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は顧客の情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、顧客に通知し、又は顧客が容易に知り得る状態に置くものとする。

６　当社は、顧客の情報を第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る法第５条その他の関連規定を遵守するものとする。

第４章　事故発生時等の措置

（事故発生時等の措置）

第２４条　当社の信書便の業務に従事する者は、事故若しくは犯罪行為が発生し、又は事故若しくは犯罪行為を発見した場合は、直ちに信書便管理者に詳細を報告し、その指図を受け、指図に従い対応するものとする。

２　信書便管理者は、事故若しくは犯罪行為が発生し、又は事故若しくは犯罪行為を発見した旨の報告を受けたときは、その態様に応じ、速やかにこの章に定める措置を講ずるとともに、代替配送員の手配等の必要な措置を講ずるものとする。
３　信書便物の滅失が判明した場合は、速やかに捜索し、捜索しても直ちに滅失した信書便物を発見できない場合であって、当該信書便物の差出人が判明しているときは、差出人に当該信書便物を滅失した旨を通知するものとする。
４　信書便の業務に関し、重大な事故又は犯罪行為が発生した場合は、最寄りの警察官署に届け出るものとする。
５　信書便物の事故又は犯罪行為に関する利用者からの申告があった場合は、申告の受理、確認、回答を適切に行うものとする。
６　信書便物に著しいき損を発見したとき、又は信書便物の配達が信書便約款に定める配達を行う日時より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し指図を求め、送達上の支障を生ずると認める場合を除き、その指図に従って信書便物を還付する等の必要な処分を行うものとする。ただし、指図を待ついとまがないとき、又は当社が定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のため、その信書便物の送達の中止、還付その他の適切な処分を行い、処分を行った後、処分の内容について遅滞なく差出人に通知するものとする。
７　取扱中に係る信書便物が信書便約款第６条第１号から第３号まで又は同第１１条第６号アに掲げる物を内容とするものであることが送達の途中で判明したときは、送達上の損害を防止するため、又は危険の発生を避けるため、必要な処分を行い、処分を行った後、処分の内容について遅滞なく差出人に通知するものとする。

（再発の防止）
第２５条　信書便管理者は、事故又は犯罪行為が発生したときは、その原因を究明し、速やかに再発を防止するための是正策を講ずるものとする。

（捜査機関による捜査への協力）
第２６条　取扱中に係る信書便物又は信書便物以外の物に対する捜査が行われる場合には、捜査機関による当該捜査に必要となる範囲において、信書便管理者の指図に基づき、速やかに信書便物と信書便物以外の物とを区分するものとする。
２　刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２２２条において準用される同法第１００条の規定に基づき、捜査機関が信書便物を押収する場合には、当該押収命令が正当なものであることを確認した上で、押収信書便物を選別し、捜査機関に提供するものとする。
３　正規の令状によらない照会に対しては、公文書によるものであっても信書の秘密及び信書便物に関して知り得た他人の秘密に属するものについては一切応答しないものとする。

（記録）
第２７条　信書便管理者は、信書便の業務に関し、事故若しくは犯罪行為が発生した場合、若しくは犯罪捜査に協力した場合又は利用者から事故の申告を受けた場合は、その内容及び処理結果を記録して保管しておくものとする。
２　記録の保存期間については、３年とする。

第５章　教育及び訓練

（教育及び訓練の実施）
第２８条　当社は、信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密の保護を確保するため、当社の信書便の業務に従事する者に対し、日常業務を通じて教育及び訓練（演習訓練を含む。）を行うほか、新規採用時、事故や犯罪行為の発生時等必要に応じて実

施するものとする。

２　配送員については、業務に携わる前に走行研修等の実地研修を行うとともに、定期的に安全運転講習会に参加するものとする。

（教育及び訓練の内容）

第２９条　教育及び訓練の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 法、法に基づく命令その他の信書便物の送達に関係する法令の規定内容

(2) 信書便物の秘密の範囲並びに顧客の情報及び信書便物の管理の方法

(3) 教育及び訓練の対象者が携わる業務を適切に遂行するのに必要な信書便物の取扱方法、関係機器の操作方法その他の信書便の業務の作業方法

(4) 事故若しくは犯罪行為発生時、犯罪捜査時又は利用者から事故の申告を受けた場合にとるべき措置

(5) その他信書便の業務の遂行に当たって必要な事項

○各総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域及び連絡先

名　称	管 轄 区 域	住　所	電話番号・FAX・E-mail
北海道 総合通信局	北海道	〒060-8795 札幌市北区北８条西 2-1-1 札幌第１合同庁舎　12 階	TEL:011-709-2311 (内線：4684) FAX:011-709-2481 E-mail:sinsyobin-hokkaido@soumu.go.jp
東北 総合通信局	青森県　岩手県 宮城県　秋田県 山形県　福島県	〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第２合同庁舎　12 階	TEL:022-221-0631 FAX:022-221-0612 E-mail:tohoku-shinshobin@soumu.go.jp
関東 総合通信局	茨城県　栃木県 群馬県　埼玉県 千葉県　東京都 神奈川県　山梨県	〒102-0074 千代田区九段南 1-2-1 九段第３合同庁舎　22 階	TEL:03-6238-1642 FAX:03-6238-1649 E-mail:kanto-shinsyobin@soumu.go.jp
信越 総合通信局	新潟県　長野県	〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第１合同庁舎　５階	TEL:026-234-9932 FAX:026-234-9969 E-mail:shinetsu-shinshobin@soumu.go.jp
北陸 総合通信局	富山県　石川県 福井県	〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎　６階	TEL:076-233-4428 FAX:076-233-4499 E-mail:hokuriku-shisyobin@soumu.go.jp
東海 総合通信局	岐阜県　静岡県 愛知県　三重県	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第３号館４階	TEL:052-971-9116 FAX:052-971-9118 E-mail:info-tokai@soumu.go.jp
近畿 総合通信局	滋賀県　京都府 大阪府　兵庫県 奈良県　和歌山県	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第１号館　４階	TEL:06-6942-8596 FAX:06-6942-1849 E-mail: kinki-shinsyobin@soumu.go.jp
中国 総合通信局	鳥取県　島根県 岡山県　広島県 山口県	〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 １階	TEL:082-222-3400 FAX:082-221-0075 E-mail:chugoku-shinshobin@soumu.go.jp
四国 総合通信局	徳島県　香川県 愛媛県　高知県	〒790-8795 松山市宮田町 8-5　６階	TEL:089-936-5031 FAX:089-936-5007 E-mail:shikoku-shinshobin@soumu.go.jp
九州 総合通信局	福岡県　佐賀県 長崎県　熊本県 大分県　宮崎県 鹿児島県	〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎Ａ棟 11 階	TEL:096-326-7848 FAX:096-356-3523 E-mail:kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp
沖縄総合 通信事務所	沖縄県	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 ５階	TEL:098-865-2388 FAX:098-865-2311 E-mail:okinawa-shishobin@soumu.go.jp

総務省　情報流通行政局　郵政行政部　信書便事業課
　住所：〒100-8926　東京都千代田区霞が関 2-1-2
　TEL：03-5253-5974・5976　FAX：03-5253-5979　E-mail：shinshobin@soumu.go.jp
　ホームページ: http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

★「信書便事業のページ」で検索してください　信書便事業のページ